令 和 8 年

第３回定例輪之内町議会会議録

令和 8 年 9 月 8 日　開会
令和 8 年 9 月 18 日　閉会

輪 之 内 町 議 会

第３回定例輪之内町議会会議録目次

９月８日

議事日程 …… １
本日の会議に付した事件 …… ２
出席議員 …… ２
欠席議員 …… ２
欠員 …… ２
説明のため出席した者 …… ２
職務のため出席した事務局職員 …… ２
開会 …… ３
会議録署名議員の指名 …… ３
会期の決定 …… ３
諸般の報告 …… ３
議案上程 …… ５
町長提案説明 …… ５
議第36号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ８
議第37号（提案説明・質疑・討論・採決） …… １０
議第38号（提案説明・質疑・委員会付託） …… １１
議第39号（提案説明・質疑・委員会付託） …… １９
議第40号から議第43号まで（提案説明・質疑・委員会付託） …… ２０
議第44号及び議第45号（提案説明・質疑・委員会付託） …… ２４
議第46号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ２８
議第47号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ２９
議第48号から議第50号まで（提案説明・質疑・討論・採決） …… ３５
議第51号（提案説明・質疑・委員会付託） …… ４３
議第52号（提案説明・質疑・討論・採決） …… ４９
散会 …… ５３

９月17日

議事日程 …… ５５
本日の会議に付した事件 …… ５５
出席議員 …… ５５
欠席議員 …… ５５
欠員 …… ５５

説明のため出席した者 …… ５５
職務のため出席した事務局職員 …… ５５
開議 …… ５６
一般質問 …… ５６
１番　田中　実議員 …… ５６
３番　林　日出雄議員 …… ６８
４番　浅野重行議員 …… ７１
５番　浅野　進議員 …… ７４
２番　大橋慶裕議員 …… ７７
９番　田中政治議員 …… ８４
散会 …… ９７

９月18日
議事日程 …… ９９
本日の会議に付した事件 …… ９９
出席議員 …… ９９
欠席議員 …… ９９
欠員 …… ９９
説明のため出席した者 …… １００
職務のため出席した事務局職員 …… １００
開議 …… １０１
諸般の報告 …… １０１
議第38号、議第39号及び議第51号（委員長報告・質疑・討論・採決） …… １０１
議第40号から議第45号まで（委員長報告・質疑・討論・採決） …… １０４
閉会 …… １０８
会議録署名議員 …… １０９

令和８年９月８日開会　第３回定例輪之内町議会

第１号会議録　第１日目

令和８年９月８日

令和８年９月８日　午前９時　開会（開議）

○議事日程（第１号）

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　諸般の報告
日程第４　議案上程
日程第５　町長提案説明
日程第６　議第36号　輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第７　議第37号　輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第８　議第38号　令和８年度輪之内町一般会計補正予算（第２号）
日程第９　議第39号　令和８年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
日程第10　議第40号　令和７年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第11　議第41号　令和７年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12　議第42号　令和７年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13　議第43号　令和７年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第14　議第44号　令和７年度輪之内町水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
日程第15　議第45号　令和７年度輪之内町下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
日程第16　議第46号　輪之内町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
日程第17　議第47号　輪之内町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第18　議第48号　輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第19　議第49号　輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第20　議第50号　輪之内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第21　議第51号　輪之内町企業立地促進条例の一部を改正する条例について

日程第22　議第52号　大吉新田防災拠点整備工事（Ⅲ期工事）請負契約の締結について

○本日の会議に付した事件

日程第１から日程第22までの各事件

○出席議員（８名）

１番	田　中　　実	２番	大　橋　慶　裕
３番	林　　日出雄	４番	浅　野　重　行
５番	浅　野　　進	６番	上　野　賢　二
７番	髙　橋　愛　子	９番	田　中　政　治

○欠席議員（なし）

○欠員（１名）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	朝　倉　和　仁	副　町　長	荒　川　　浩
会計管理者兼 調整監兼 税務課長兼 会計室長	大　橋　勝　弘	調整監兼 健康こども課長	菱　田　靖　雄
総務危機管理課長	松　岡　博　樹	福祉介護課長	野　田　理　恵
企画財政商工課長	水　谷　和　智	建設課長	長　屋　弘　明
農業振興課長	西　脇　元　彦	教育課長	小　関　達　也
住民環境課長	岩　田　好　弘	代表監査委員	田　中　　耕

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	松　本　香　代	議会事務局	西　脇　愛　美

（午前９時00分　開会）

○上野賢二議長

おはようございます。

ただいまの出席議員数は８名です。議員定足数に達しておりますので、令和８年第３回定例輪之内町議会第１日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の議事に入ります前に、皆様に御報告申し上げます。

増田浩志教育長は、本定例会の全会期を通じて欠席される旨報告がありました。

また、会期中は、教育長の職務代理者の代理として教育課長が対応することとなっておりますので、併せて御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○上野賢二議長

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により、議長において、１番　田中実議員、７番　髙橋愛子議員を指名いたします。

○上野賢二議長

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から９月18日までの11日間といたしたいと思います。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は、本日から９月18日までの11日間と決定をいたしました。

○上野賢二議長

日程第３、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の２の規定により、監査委員から令和８年度７月分及び８月分に関する出納検査結果報告がありました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条及び第22条の規定により、町長から令和７年度健全化判断比率等の報告がありました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育長から令和７年度評価、輪之内町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に対する外部評

価の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

令和７年度決算審査意見書はお手元に配付のとおりです。

本日は代表監査委員に出席していただいておりますので、御報告をお願いいたします。

田中耕代表監査委員。

○田中　耕代表監査委員

おはようございます。

御指名をいただきましたので、監査の結果について御報告させていただきます。

令和７年度の輪之内町一般会計、各特別会計の決算及び各基金の運用状況並びに輪之内町の公営企業会計の審査を、髙橋愛子監査委員と共に厳正かつ公正に実施しましたので、監査委員を代表しまして、お手元の決算審査意見書により御報告申し上げます。

地方自治法第233条第２項の規定により、令和７年度の各会計歳入歳出決算、証書類及び同法第241条第５項の規定により、各基金の運用状況を示す書類並びに地方公営企業法第30条第２項の規定により、輪之内町公営企業会計決算等の書類について審査いたしました。

審査の対象とした会計は、一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、児童発達支援事業特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の６会計でございます。

審査の実施日は、令和８年７月13日、７月16日の２日間にわたって実施いたしました。

審査に当たりましては、予算が適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、決算書、附属書類などに基づきながら、併せて関係職員の説明を聴取する形で実施しました。

審査の結果を申し上げます。

審査に付された一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、その内容を審査した結果、決算計数は誤りのないものと認められました。

基金の運用状況を示す書類の計数については、関係諸帳簿及び証書類と合致しており、誤りのないものと認められました。

審査に付された水道事業会計及び下水道事業会計の決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）及び貸借対照表は、法令に準拠して作成されており、その内容を審査した結果、決算計数は誤りのないものと認められました。

決算の概要とその基金の運用状況、審査の意見については、別紙意見書に記載したとおりでございます。

今後も厳しい財政状況が続きますので、限られた財源の効率的な活用に一層努められ、真に住民に必要な安心で安全な住みやすいまちづくりを進められますように期待してお

ります。

最後になりますが、我が国の社会情勢は、少子化、人口減少の進行、物価高の継続、国際情勢の変化、さらに近年頻発する自然災害、急速に発展するデジタル化など、社会の変化が一層大きくなっております。地方自治体においても、行政を取り巻く環境が大きく変化する中、住民ニーズの多様化や防災・減災、子育て支援、高齢化への対応など、様々な課題に的確に対応していくことが求められております。

このような時代の変化に対応し、輪之内町が将来にわたり活力のある持続可能な地域社会を築いていくためには、より効果的かつ効率的な財政運営に努めるとともに、住民の声を的確に捉え、地域の特性を生かした施策を着実に進めていくことが重要であります。とりわけ、小規模自治体であるがゆえの即応性を生かしてです。行政と住民が力を合わせながら、限られた財源を有効に活用するとともに、新たな財源の確保にも努め、住民の皆様が安心して暮らせる、将来に希望を持てる心豊かで住みよいまちづくりに全職員を挙げて取り組んでいただくことを期待しております。

以上のとおり、令和７年度の決算審査結果を申し述べましたが、私ども監査委員は、今後とも町政の公正かつ効率的な運営のために、その使命を全力で果たしてまいりますので、議会並びに町執行部の皆様方の御理解、御協力を賜りますようにお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長

ありがとうございました。

田中耕代表監査委員には御退場願います。

（田中耕代表監査委員退場）

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

○上野賢二議長

日程第４、議案上程。

議案はお手元に配付のとおりです。

○上野賢二議長

日程第５、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長に説明を求めます。

朝倉和仁町長。

○朝倉和仁町長

おはようございます。

本日第３回定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ますます御健

勝のことと喜びを申し上げます。

去る７月28日に発災した熊本地震に続き、先月以来、全国各地で記録的な豪雨が立て続けに発生し、甚大な被害が相次いでおります。これらの被害で亡くなられた方をはじめ、今なお避難生活を余儀なくされている方々に衷心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

千葉県の災害におきましては、線状降水帯を伴う豪雨により、道路の冠水や住宅の浸水など、広範囲にわたって大きな被害が発生しております。また、石川県、富山県、福井県でも記録的な大雨に見舞われ、中小河川の氾濫に加え、住宅や道路、農地や水田などの浸水、さらには広い範囲で地域が孤立するなど深刻な被害が生じております。

これらのうち、特に北陸各県は住宅地と農地が広がり、地域の暮らしと農業が密接に結びついている地域も多く、本町の地域特性と共通する部分があります。まさに、対岸の火事ではありません。そして、今回の災害で改めて認識させられたのが、内水による浸水被害の怖さであります。近年の豪雨は、河川から水があふれる前に短時間に大量の雨が降ることによって、側溝や水路、排水機場の能力を上回る雨水が行き場を失うことで道路や住宅、そして農地が浸水するという事態を引き起こしております。

近年は、これまでに経験したことのない大雨という言葉を毎年のように耳にするようになりました。過去の経験だけを基準にするのではなく、これまでの想定を超える雨が降ることを前提として備えを進めていかなければならないと認識しております。行政による施設整備や防災対策には限りがあります。そのため、町民の皆様一人一人が自分の住む地域の災害リスクを知り、越境避難という考え方も含め、早めに避難するという意識を持っていただくこと、そして地域で声をかけ合い、支え合うことが命を守る上で極めて重要なことと考えております。

今月12日は、長良川が決壊した９・12豪雨から50年という節目の日に当たりますので、これを契機に町民の皆様と防災意識を共有し、安全で安心して暮らすことのできる輪之内町の実現に向け、引き続き全力で取り組んでまいりますので、議員各位の御協力、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日提出いたします議案17件について、順次提案理由を説明させていただきます。

まず、議第36号　輪之内町固定資産評価審査委員会委員の選任については、固定資産評価審査委員会の委員１名が９月30日に任期満了になるため、委員の選任につき同意を求めるものでございます。

続いて、議第37号　輪之内町教育委員会委員の任命につきましては、教育委員１名が９月30日に任期満了となるため、委員の選任につき議会の同意を求めるものでございます。

続いて、議第38号　令和８年度輪之内町一般会計補正予算（第２号）につきましては、

歳入歳出それぞれ1,797万4,000円の増額を計上しております。

詳細は、後ほど担当課長より説明をさせますので、私のほうからは主な内容を３点について御説明いたします。

まず１つ目は、御案内のとおり、当町のふるさと納税額が県下最下位に甘んじている状況から脱却すべく、特産品開発支援業務として、ふるさと納税返礼品にラインナップしております物品等のブラッシュアップ、販路拡大について関係者から意見を聴取しようとするものでございます。

２つ目は、現在進めております中学校体育館の空調設備整備工事において、室外機の設置場所を変更したことによる工事請負費の増額。

３つ目は、麦類生産技術向上事業として、国庫補助金を活用して、10アール当たり2,000円の補助金を生産者に交付しようとするものでございます。

続きまして、議第39号　令和８年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、昨年度の県普通交付金の返還金額確定による償還でございます。

続いて、議第40号から45号につきましては、令和７年度各会計の決算及び一部剰余金の処分について、それぞれ認定を受けようとするものでございます。

続きまして、議第46号　輪之内町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法施行規則の一部改正に伴い、条項ずれ解消を行うものでございます。

議第47号　輪之内町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、感染症等発生時において防疫作業に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給できるよう所要の改正を行うものでございます。

議第48号　輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、満３歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、当該事業に関する基準を整備するもののほか、こども性暴力防止法が施行されるに当たり、児童対象性暴力等の防止に係る規定などを新設するものでございます。

続きまして、議第49号　輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、用語の定義により本条例の記述を整理するもののほか、満３歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、当該事業に関する基準を整備するものでございます。

議第50号　輪之内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、先ほど議第48号と同様、こども性暴力防止法が施行されるに当たり、児童対象性暴力等の防止に係る規定を新設するものでございます。

続いて、議第51号　輪之内町企業立地促進条例の一部を改正する条例につきましては、対象とする企業職種の追加や奨励金の交付基準・交付金額の見直し等所要の改正を行うものでございます。

最後に、議第52号　大吉新田防災拠点整備工事（Ⅲ期工事）請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条及び町条例の規定に基づき、一般競争入札に付した工事契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案の説明につきましては以上でございます。御審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○上野賢二議長

日程第６、議第36号　輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

総務危機管理課長に議案説明を求めます。

松岡博樹課長。

○松岡博樹総務危機管理課長

それでは、議第36号について説明をさせていただきます。

議案書１ページをお願いいたします。

議第36号　輪之内町固定資産評価審査委員会委員の選任についての議案上程文は記載のとおりでございます。

本議案につきましては、輪之内町の固定資産評価審査委員会委員さん３名でございますが、そのうち１名の方が令和８年９月30日で任期満了となるため、今回選任すべく議会の同意を求めるものでございます。

今回選任しようとする方でございますが、住所におきましては、輪之内町里701番地、氏名が浅野武彦氏、生年月日が昭和19年５月20日生まれ、任期につきましては令和８年10月１日から令和11年９月30日までででございます。

浅野武彦氏につきましては、平成23年10月１日から同職に着任していただいておりますが、今回引き続きお願いしようとするものでございます。同氏は資格要件であります輪之内町の住民であり、納税義務者でございます。また、これまで町政の各種施策について携わってこられまして、その持ち合わせる見識も高いことから適任者であると判断しております。

以上でございます。審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を行います。

質疑はございますか。

（挙手する者あり）

○議長

９番　田中政治議員。

○９番　田中政治議員

人事案件ですので文句があるというわけではございませんが、浅野さん、長い間この評価委員ということでお世話になっておるわけなんですが、昭和19年生まれだというと恐らく82ぐらいかな、で、さらに３年となれば85。平均寿命が延びて元気な方だということは当然だと思うんですが、私の近くでも90を過ぎてなお農業で認定をさらに更新されたりと元気な方もおみえですが、もう15年お世話になっておるので、そろそろ新しい方にもこういうことも勉強していただくという機会がないといかんのではないかと。どのようにしてこれをこの方に決めたのかということは何かというと、新しい方も一応選択肢の中にはあったと思うんですが、多分そこら辺の経緯についてお話がしていただける範囲であればお願いしたいと思います。あくまでも反対ではございませんが、参考までに、なぜこういう経緯になったかということをちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

選定の経緯でございます。

まず、固定資産評価審査委員会委員の欠格要件につきまして、まず年齢に関する制限が一切ないということと、事前に直接本人様と面談を行いまして、その意欲と事務遂行に問題ないという部分を確認させていただいた上で、本日議会の同意を求めているものでございます。

しかしながら、御心配いただいているとおり、配慮が必要な年齢であるということを踏まえまして、今後につきましては世代交代の準備も視野に入れて、早い段階から相談等できる環境整備を進めてまいりたいと思います。以上です。

（挙手する者あり）

○議長

９番　田中政治議員。

○田中政治議員

総務課長のおっしゃった最後のほうの、新しい人にもそういうふうな機会とか、そういうことを指導していきたいということでありますので、いいんですが、やっぱり事前にこの方にお会いして、面談して、それは当然ですよね。その方が、わしはもう駄目やと言わっせればそれはそれまで、そんなことは言うまでもございません。元気であるのが前提であり、年齢以上に多分はつらつとしておみえになるとは想像はできますが、それはそれとして、やはりそういうことも含めていろんなお話をされないと、お願いできますかだけでいくと、そうやなあ、まあちょっとやれそうやわなと言わっせればそれまでなんで、そこら辺を含めて、その方とも腹を割って後進のこともお話をされて、それでも、なら今回はお世話になって、その間に新しいええ人を私も探しておくわなというふうにつながっていければ非常にいいとは思うんですが、ただ一方的に、どうですか、

私どもは、やりたい方、はいやりますよ、そんなものは当たり前のことなんで、やっぱり高齢であるということはこれは否めない現実、私も町会議員長いんですが、もう高齢になりました。現実はまだまだ元気やと自分では思っておるんですが、分かりません、先のことは、という年齢に差しかかったということは間違いのない事実なんで、そういうことも含めて人材の方、いい方ではあるとは思うんですが、先のことも考えてやっていただけるということであれば文句はありませんので、賛成したいと思います。

○議長

ほかに質疑ございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

これより議第36号についての討論を行います。

討論はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第36号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第36号　輪之内町固定審査評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○上野賢二議長

日程第７、議第37号　輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

総務危機管理課長に議案説明を求めます。

松岡博樹課長。

○松岡博樹総務危機管理課長

それでは、議第37号について説明させていただきます。

議案書の２ページをお願いいたします。

議第37号　輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての議案上

程文は記載のとおりでございます。

本議案の提案理由につきましては、輪之内町教育委員会委員のうち１名が任期満了となるため、引き続き委員として任命しようとするものでございます。

同意を求める片野康子氏は、住所が輪之内町四郷1825番地、生年月日が昭和36年10月１日でございます。

任期につきましては、令和８年10月１日から令和12年９月30日までとなります。

同氏は、昭和59年４月から令和４年３月に退職されるまで教職に就かれ、退職後も小学校の非常勤講師を務められ、令和８年４月１日から当町の教育委員として務めていただいております。教育に関する関心も深く、引き続き教育委員として最適な方と考え、提案させていただきます。

以上でございます。御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

では、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議第37号についての討論を行います。

討論はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第37号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第37号　輪之内町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○上野賢二議長

日程第８、議第38号　令和８年度輪之内町一般会計補正予算（第２号）を議題といた

します。

企画財政商工課長に議案説明を求めます。

水谷和智課長。

○水谷和智企画財政商工課長

それでは、議第38号の説明をいたします。

議案書３ページを御覧ください。

議第38号の議案上程文は、記載のとおり、歳入歳出それぞれ1,797万4,000円を追加し、総額を57億6,871万2,000円と定めるものでございます。

次の４ページから５ページまでは、補正予算を款項の区分で集計をした第１表　歳入歳出予算補正でございます。

今回の補正予算の主なものについては、町長の提案説明にもありましたとおり３つでございまして、１つ目は特産品開発支援業務委託料、２つ目は中学校屋内運動場空調設備設置工事請負費、３つ目が麦類生産技術向上事業補助金でございます。

１つ目の特産品開発支援業務委託料は、セミナーや審査会などを通じて外部の専門家の意見を取り入れ、輪之内町内の特産品を洗い出しや販路開拓、それから地域ブランド化を図るものでございます。

続きまして、中学校屋内運動場空調設備設置工事請負費につきましては、室外機を屋内運動場東側から北側に移動したことによって、配管距離や圧力損失等の仕様変更に伴う工事費の増額分を計上するものでございます。

３つ目、麦類生産技術向上事業補助金は、地域ぐるみで麦の生産性向上を図る産地を支援するもので、10アール当たり2,000円を生産者に交付するものでございます。

それでは、お手元の事項別明細書によりまして、その他の主なものを説明させていただきます。

まずは、歳出から説明いたします。

７ページをお願いします。７ページです。

款2.項１のうち目16.公共交通対策費、節18、負担金の100万円につきましては、高校生のバス定期購入支援補助金における増加見込み分25件分を計上するものでございます。

８ページを御覧ください。

款3.項1.目3.福祉医療費のうち、節22、償還金399万2,000円につきましては、令和７年度福祉医療費補助金の精算に伴う償還金を計上するものでございます。

９ページをお願いいたします。

款3.項2.目1.高齢者福祉総務費、節17.備品購入費39万6,000円につきましては、緊急通報端末装置において、不足する６台分の追加購入費用を計上するものです。

10ページをお願いします。

款3.項3.目1.児童福祉総務費、22、償還金138万3,000円につきましては、障がい児に

係る令和７年度国庫負担金の精算に伴う償還金を計上するものです。

11ページをお願いします。

款5.項1.目4.耕種農業費、節18.負担金、補助及び交付金298万6,000円は、先ほど説明したとおり、麦類生産技術向上事業補助金を計上したものです。

12ページをお願いします。

款6.項1.目2.商工振興費、節12.委託料225万円は、先ほど説明したとおり、特産品開発支援業務委託料を計上するものです。

13ページをお願いいたします。

款8.項1.目1.非常備消防費28万6,000円は、県消防操法大会に出場するための必要経費を計上するものでございます。

14ページをお願いいたします。

款9.項1.目3.プラネットプラザ管理費、節14.工事請負費239万1,000円は、図書館のトイレにオストメイト設備を取り付けるための工事費を計上するものです。

すみません、15ページをお願いします。

款9.項2.目1.小学校管理費のうち、節10.需用費95万7,000円は、福束小学校の少人数教室におけるエアコン取付工事費を、節12.委託料40万5,000円は、福束小学校における新入学児童に対応するため、福束小学校エレベーター保守点検委託料を計上するものでございます。

16ページをお願いいたします。

款9.項3.目1.中学校管理費、節14.工事請負費161万3,000円は、先ほど説明したとおり、中学校屋内運動場空調設備設置工事費の増額分を計上するものでございます。

17ページをお願いいたします。

款10.項1.公債費12万8,000円は、長期債の償還金の元金及び利子を見直した結果、主に利率の上昇に伴う増額分を計上するものです。

それでは、続きまして歳入、３ページに戻ります。３ページをお願いいたします。

款10.項1.目1.地方交付税387万9,000円は、歳入歳出予算額の不足額を調整すべく普通交付税を計上するものでございます。

４ページをお願いいたします。

款15.項２のうち、目4.農林水産業費県補助金298万5,000円は、歳出の目4.耕種農業費で御説明申し上げました麦類生産技術向上事業補助金に充当するものです。

５ページをお願いいたします。

款17.項1.目2.総務費寄附金の225万円は、歳出の目2.商工振興費で御説明申し上げました特産品開発支援業務委託料に充当するものです。

６ページをお願いいたします。

款20.項5.目5.雑入、節5.福祉介護雑入の879万3,000円は、後期高齢者医療広域連合

における令和７年度市町村負担金の精算金673万9,000円及び安八郡広域連合における令和７年度介護保険給付費等精算金205万4,000円を計上するものです。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長

では、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

（挙手する者あり）

○議長

１番　田中実議員。

○１番　田中　実議員

この補正予算は、委員会付託が予定されておるというふうに思っておりますんですけど、委員会付託する前に三、四点お聞きしたいことがあるので、よろしくお願いします。

まず、消防操法大会に車借り上げ料で13万計上されておる。恐らく関係者が乗っていくバスだと思いますけれども、1,300万円で今年リースで買うバスは何で使わんのですか、これはもったいないと思います。もし買っていないとしたら、なぜ現時点でリースできていないかということを委員会で説明をお願いしたいと思います。

２点目、企画財政商工課長にお聞きしたいと思います。セミナー販路拡大で225万円計上しておるんですが、役場は学校じゃないんですよ。大学受験に失敗したら予備校に通って、大体予備校って２年ぐらいでおしまいになると思うんですが、役場は特産品開発の予備校に何年通うんですか。平成15年に商工会が先行して、役場へ、ハツシモを利用して玄米カステラを作って、平成20年に当時の町長が大号令をかけて特産品プロジェクトチームを４チームをつくって、国や全国町村会に優良町村として紹介されたぐらいの町なんですよ、ここは。モーリーと提携してジェラートを作ったり、輪之内スイーツ作ったり、インナービューティーやって、もう20年やっているんですよ。

講演会をすると賢く見えます。格好もいいです。もうそんな状況やないと思います。私は、役場の職員がもうはっぴ着て全国に、銘店に行商に行って販路を自分で拡大していく段階に来ておるんではないですか。220万あるならもうちょっと有効に使っていただきたい、これは委員会で議論になると思います。

私が言いたいのは、委員会で、特産品開発チームとふるさと納税チームのメンバー表と過去３年間の会議録とそして責任者に委員会に出ていっていただいて、３年間どういうことやっていたということを説明いただきたい、これができるかどうかということをお聞きします。

そして、３点目は住民環境課長にお聞きしたいんやが、高校生の定期代補助はよいことで私大賛成です、やってください。

でも、３月議会の委員会で、バス利用以外の生徒にも公平に補助できないかと委員の

質問に、委員会の中ではかなり踏み込んでできるような話もあったと思うんですが、委員長報告としては、今後はバス利用者以外の生徒に対する支援についてはよく検討するとまとめられて議会に報告されましたよね。その旨は、議会だよりを通じて全町民に行き渡っておるんですよ。それを読んだ町民の多くは、この次は自家用車の通学補助が実現できるという認識ができたと思うんです。今回の補正は目先にとらわれた補正だと思いますが、高校生の定期代補助と自家用車での通学補助がペアでないとおかしいでしょう、委員会からの流れからしたら。今回補正しなければ何も言いませんが、補正するんやったら、バスの人と自家用車の人を一緒にやってやらなおかしいでしょう。委員会の流れなんですから。委員会では何言ってもええというわけではないんです。言ったほうは忘れても、聞いたほうはずっと忘れんのですから。

何でこんなことを言うかといったら、高校３年生はあと半年たったら卒業しちゃうんですよ。ここで道筋つけたらなどうするんですか、卒業しちゃうんですよ、半年後には、高校３年生の子らは。あの３月の委員会の議論は何だったんですか。補正するなら今回一緒に補正しなあかんでしょうということで、委員会のときに車の補助金の金額を提示して最終日に追加の補正できるかどうかということ。

また、４点目は、何か中学校のエアコンの場所が変わったで160万という話ですけど、それも明確に説明できる資料を委員会で提示していただけるかなというふうに、その４点をお聞きしたいと思います。

○議長

これは今質問でいいですか。

○田中　実議員

できるかできんかだけ。

○議長

では、順次。

松岡博樹総務危機管理課長。

○松岡博樹総務危機管理課長

まずもって、今回の自動車借り上げ料の補正につきましては、大型のバスを想定しております。

先ほど議員おっしゃられたとおり、区長さんですとか議員さん、まとい会の皆さん、消防団の家族などを想定して大型バスを例年お借りしておりますので、そちらの借り上げ料でございます。

リース車両の状況につきましては、また委員会のほうで説明させていただきます。

○議長

荒川浩副町長。

○荒川　浩副町長

御質問ありがとうございました。

先ほど来より４点質問が出ておりますが、この質問について委員会での説明をということでございますので、委員会で説明をさせていただきます。以上です。

（挙手する者あり）

○議長

１番　田中実議員。

○田中　実議員

どうも満額回答でありがとうございます。ただし、ということはプロジェクトチームのメンバーも出席して責任者が３年間のことをやって、その後に225万が有効かどうかと判断したいと思うんですが、メンバーは出席するということでよろしいですかね。

○議長

荒川浩副町長。

○副町長

先ほど来、私の委員会で答弁させていただきますというのはそれの進捗状況等を説明させていただくという趣旨でございまして、特産品開発云々についてもその場で経緯を説明させていただきます。今のところ、そのときに携わった職員の出席は考えておりません。以上です。

（挙手する者あり）

○議長

１番　田中実議員。

○田中　実議員

ということは特産品開発は議会には隠してやると、メンバーを出してやることはある意味広報活動なんですよね。議員が聞いたら、役場のメンバーはこんなメンバーでこういう対応でやっておるんやぞとどこかに言われても話せるのに、それができんということは会議録も取っていない、メンバーもあまり確定していないということでよろしいかね。

○議長

荒川浩副町長。

○副町長

特産品のことについて説明させていただきますと、過去３年というふうに今おっしゃられましたが、私どもはこれは令和７年度事業として、１か年で今回新しくラインナップした特産品開発のプロジェクトチームを立ち上げてやったわけでございます。議員がおっしゃるその３年という意図がちょっと理解できないですが、そのときに特産品開発を含め、今回予算にも反映させていただいております。

今回というか当初予算に反映させていただいておりますネーミングライツとか、クラ

ウドファンディング、それも合わせてやった経緯がございます。その辺を、どういったメンバーが参加しておったかということも含めて公表させていただきますので、先ほど繰り返しになりますが、議事録等どういった議論をしたかというのもまとめてありますので、それを提示させていただくということで御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長

ほかに質疑ございますか。

（挙手する者あり）

○議長

９番　田中政治議員。

○９番　田中政治議員

度々すみません。

田中実議員が聞きたいことは大体90％以上言っていただきましたので、私の中で、まず理解が足らない部分だけをちょっと質問したいと思うんですが、委員会付託で十分できるとは思うんですが、現在この議案を出されたときに、今の現在までのお考えの中で、例えば私が委員会の中で言っておりました高校生の交通費の関係についても御検討いただくということでしたので、それも入っておるんかなと私も内心思っておりました。ですが25名というと、これは定期券の購入の不足額を表しておみえになるということだと思うんですが、やっぱりそれは、前の委員会の中でもかなりくどくど言うておりますので言いませんが、これは言うただけの話では駄目ですよ。何のために委員会の中で、あんだけ嫌われるくらい言っているかということをよくよくお考えいただいて、この本会議の初日提案の中で、お考えは全くなかったらないでいいですよ。委員会でもっとやりますよ、それで12チャンネルでもやりますよ、ありとあらゆるところでやりますよ。それでは執行部の皆さんに私は泥を塗っておるんやなしに、私自身も思いますのでそこまでやりたくないですよ、ですが、検討するというのは、私も今まで二十七、八年議員やらせていただいて、やらないも同様であるということには私なりに理解はしておりますが、だからといって、初めからそういうやらない議論が頭の中にあって、それが最終的には結論になるというふうでありますと、私、議員として嫌なことを言うておるのは何のために言うておるんやと、そういうことになりますので私の存在意義がなくなりますよ。

やはりそれは執行部の皆さんも、委員会の中の意見というのは、検討はしながら、やっぱり駄目やねということであれば、それは何で駄目やったんやということも含めて御説明をいただければ、それは意味として成り立つと私は思うんですが、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長

朝倉和仁町長。

○朝倉和仁町長

すみません、高校生のバス補助金についての御質問というか確認というか、３月の委員会でしたか、ちょっとどこの委員会やったか、私も何遍もバスで通学しない生徒との不公平感というのはずっと問題意識として持っておるということで、検討しますということで説明をさせていただきました。

今回の補正につきましては、単にバスの補助金だけではなしに、今年に入って交通網、特にバス路線について、いろいろこれまでの不採算路線とかを、具体的に言うと南北線を今月いっぱいで廃止するということで、そこで多少お金が、委託料が浮いてこないかなと。それを例えば羽島線の、これも前から羽島線を充実してくれという意見もございましたので、そちらのほうの充実に少し回せないかなと。まだこれは先の話でございますけど、そういったこともいろいろ踏まえつつ、今はかなり公共交通にお金をかけてますので、このお金をどういうふうに上手に配分できるんかなという、そういうようなことも考えております。

それで、この今のバス補助金も、今の形で本当にバス利用をしている子は非常にかなりの金額、これは全国的に見てもかなりいい金額ですので、果たして今の金額を維持するのかと、それじゃなしに、やっぱりある程度平等にバス通学している人、していない人平等に、いわゆる高校進学したらお支払いするというようなことも必要になるんかなというようなことをいろいろ考えておりまして、結論からいいますと、まだこれは全く私の私案、思いだけですけれども、来年の当初でもってちょっと抜本的な見直しをしたいなと、その中でいわゆる通学補助という形なのか、先ほども田中議員が自動車で通学している人ということも言われました。自動車通学はいろいろ家庭の事情がありますので自動車通学は自動車通学なのかな、どうなのかな通学なのかよう分かりませんけれども、少なくともちょっと来年４月以降、ある程度もう少し皆さん平等な形になるように見直しをしたいと思っております。また、いろいろと御相談をさせていただきながら決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

（挙手する者あり）

○議長

９番　田中政治議員。

○田中政治議員

町長からじかに町長の思いが伝わってきまして、何か胸のつかえが下りたような気がします。

そのように、これは高校生が今一つの目標になっているんですが、やはり子育て支援の一環で、言わばそういう世代の方が見たときに、やっぱりバス通学のみならず、少なくともいろんな通学方法に対して、いろんな町の行政が輪之内はお考えいただいておる

ということであれば、そういう世代の方の移住ということにもプラスになって、そういういい面を、町長さっきおっしゃった、この補助金が全国でも高いほうじゃないかなと町長もおっしゃっておるんで、そういうことも含めて、輪之内はすごいよ、学校教育に対してもみんな力を入れておるよということも言えるようにやっていただければ、人口減の歯止めのほんの一つの答えにもなってくるのかなということも思いますので、あらゆる面から輪之内の人口減を食い止めるという方策に結びつけられるような政策をぜひともお願いしたいと思いまして、質問を終わります。

○議長

ほかに質疑ございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第38号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第38号　令和８年度輪之内町一般会計補正予算（第２号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○上野賢二議長

日程第９、議第39号　令和８年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

住民環境課長に議案説明を求めます。

岩田好弘課長。

○岩田好弘住民環境課長

それでは、議第39号について御説明申し上げます。

議案上程文につきましては、議案書の６ページに記載のとおりでございます。

７ページ、８ページにつきましては、歳入歳出をそれぞれ款項別に示したものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書にて御説明申し上げます。

事項別明細書の歳出の部、４ページを御覧ください。

款1. 項1. 目1. 一般管理費の節11. 役務費の3. 手数料につきましては、１万2,000円の増額補正でございます。

こちらにつきましては、オンライン資格確認等システム手数料の被保険者数１人当たりの月額単価の改定に伴い、増額補正を行うものでございます。

次に、５ページをお願いします。

款6.項1.目3.償還金は、624万円の増額補正でございます。

内訳としましては、県支出金等精算返納金の624万円につきましては、令和７年度保険給付費等交付金の返還額確定及び子ども・子育て支援事業費補助金の返還額確定により、増額補正を行うものでございます。

続きまして、歳入の部、３ページを御覧ください。

款5.項2.目1.国民健康保険基金繰入金の625万2,000円の増額につきましては、先ほど歳出で説明しました県への返還金等の不足額の財源として繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長

では、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第39号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第39号　令和８年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○上野賢二議長

日程第10、議第40号　令和７年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第13、議第43号　令和７年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

会計管理者に議案説明を求めます。

大橋勝弘会計管理者。

○大橋勝弘会計管理者兼調整監兼税務課長兼会計室長

それでは、議案書９ページをお願いします。

議第40号から43号までを別冊の令和７年度輪之内町歳入歳出決算書に基づき、順次説明をさせていただきます。

なお、議案の提出に当たり、地方自治法第233条第２項の規定に基づき、監査委員に依頼した決算審査の結果につきましては、本日、監査委員から御報告いただいた決算審査意見書のとおりでございます。

これよりは朗読説明とさせていただきます。

初めに、別冊の決算書２ページをお開きください。

議案上程文は、議案書２ページに記載のとおりです。

次に、３ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

一般会計の歳入総額は56億7,548万9,351円、歳出総額は54億5,199万1,456円、歳入歳出差引額は２億2,349万7,895円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額の1,098万8,000円を差し引いた実質収支額は２億1,250万9,895円となりました。

次の４ページからは款項別の決算書です。

歳入について、５ページの収入未済額は、調定額から収入済額及び不納欠損額を差し引いた額です。

歳入合計は９ページを御覧ください。

一番下の款21.町債までの収入済額は56億7,548万9,351円です。予算現額との比較では、収入済額が367万3,649円下回りました。予算に対する収入率は99.9％です。

次の10ページからは歳出です。

11ページの不用額は、予算現額から支出済額及び翌年度繰越額を差し引いた額です。

歳出合計は13ページを御覧ください。

款11.予備費までの支出済額合計は54億5,199万1,456円です。予算現額との比較では、２億2,717万1,544円の予算残となりました。予算に対する執行率は96％です。

次の14ページからは、歳入の事項別明細書です。歳出の事項別明細書は46ページからとなります。

次に、国民健康保険事業特別会計になりますが、薄紫色の仕切りを目印に151ページをお開きください。

議案上程文は、議案書152ページに記載のとおりです。

次の153ページは、実質収支に関する調書です。

歳入総額は８億8,427万4,315円、歳出総額は８億7,408万1,416円、歳入歳出差引額は1,019万2,899円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は差引額と同額です。

次の154ページからは、款項別の決算書です。

歳入について、款８の国庫支出金までの収入済額は８億8,427万4,315円となっており

ます。予算現額との比較では、5,175万8,685円の収入不足となりました。予算に対する収入率は94.5％です。

次の156ページは歳出です。

款7.予備費までの支出済額は８億7,408万1,416円です。予算現額との比較では、6,195万1,584円の予算残となりました。予算に対する執行率は93.4％です。

次の158ページからは、歳入の事項別明細書となりまして、歳出の事項別明細書は166ページからとなります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計、179ページをお開きください。

議案上程文は、議案書180ページに記載のとおりです。

次の181ページは、実質収支に関する調書です。

歳入総額は１億6,017万5,822円、歳出総額は１億5,658万3,180円、歳入歳出差引額は359万2,642円となりました。実質収支額も差引額と同額です。

次の182ページからは、款項別の決算書です。

歳入については、款7.国庫支出金までの収入済額は１億6,017万5,822円、予算現額との比較では43万2,822円上回りました。予算に対する収入率は100.3％です。

次の184ページは歳出です。

款5.予備費までの支出済額は１億5,658万3,180円です。予算現額との比較では、315万9,820円の予算残となりました。予算に対する執行率は98％です。

次の186ページからは、歳入の事項別明細書です。歳出の事項別明細書は190ページからとなっております。

次に、児童発達支援事業の特別会計、195ページをお開きください。

議案上程文は、議案書196ページに記載のとおりです。

次の197ページは、実質収支に関する調書です。

歳入総額は2,235万8,932円、歳出総額は歳入総額と同額となり、差引額及び実質収支額はゼロ円となりました。

次の198ページからは、款項別の決算書です。

歳入について、款6.諸収入までの収入済額は2,235万8,932円です。予算現額との比較では、収入額が167万3,068円下回りました。予算に対する収入率は93％です。

次の200ページは歳出です。

款3.予備費までの支出済額は2,235万8,932円です。予算現額との比較では、167万3,068円の予算残となりました。予算に対する執行率は93％です。

次の202ページは、歳入の事項別明細書です。歳出の事項別明細書は204ページからとなります。

説明は以上ですが、地方自治法第233条第５項の規定に基づき、主要な施策の成果等を説明する資料として、令和７年度輪之内町歳入歳出決算説明書を併せて提出をしてお

ります。御参照いただき、議第40号から議第43号までの各会計の決算の認定について、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長

では、これより一括審議を行います。

質疑はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

質疑なしと認めます。

これで一括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第40号から議第43号までについては、７人の委員で構成する令和７年度決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第40号から議第43号までについては、７人の委員で構成する令和７年度決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

暫時休憩します。

（午前10時08分　休憩）

（午前10時12分　再開）

○議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りします。

ただいま設置されました令和７年度決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第６条第１項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、令和７年度決算特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

令和７年度決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

（午前10時13分　休憩）

（午前10時13分　再開）

○議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

令和７年度決算特別委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長は浅野重行議員、副委員長は田中実議員です。

これで報告を終わります。

○上野賢二議長

日程第14、議第44号　令和７年度輪之内町水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について及び日程第15、議第45号　令和７年度輪之内町下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分についてを一括議題といたします。

建設課長に議案説明を求めます。

長屋弘明課長。

○長屋弘明建設課長

それでは、議案書９ページの議第44号及び議第45号につきまして、別冊の令和７年度輪之内町水道事業会計決算書と令和７年度輪之内町下水道事業会計決算書に基づき、各事業会計の決算と剰余金処分につきまして御説明申し上げます。

なお、議案の提出に当たり、地方公営企業法第233条第２項の規定に基づき、監査委員に依頼しました決算審査の結果につきましては、本日、監査委員から御報告いただいた決算審査意見書のとおりでございます。

それでは、水道事業会計の決算書を御覧ください。

この報告書には消費税を含んでおりますが、損益計算書及び貸借対照表には消費税は含まれておりません。

それでは、まず１ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の収入でございますが、水道事業収益の１億4,134万6,041円につきまして、主なものは第１項営業収益の１億1,521万7,133円で、水道料金の収入でございます。

支出でございますが、水道事業費の１億1,752万6,814円につきまして、主なものは第１項営業費用の１億1,287万1,087円で、水道施設維持管理経費でございます。

営業費用の内訳ですが、３ページの損益計算書を御覧ください。

2.営業費用としまして、原水及び浄水費約1,946万円、配水及び給水費1,364万円、総係費1,491万円、減価償却費5,611万円、資産減耗費453万円でございます。

続きまして、４ページを御覧ください。

4.営業外費用の支払利息は397万円でございます。

この結果、当年度純利益は1,843万3,703円となっております。

それでは、２ページへお戻りください。

資本的収入及び支出の収入につきまして、第１項工事負担金274万354円は、加入負担金及び消火栓工事費の負担金でございます。

また、第２項補償金156万3,569円は、ほ場整備事業の補償工事に伴う補償金でございます。

支出につきまして、資本的支出8,374万8,819円ですが、主なものは第１項建設改良費の6,020万7,100円につきましては、配水管布設工事費、水源地設備等の更新工事など、建設改良費でございます。

第２項企業債償還金は2,354万1,719円でございます。

資本的収支に不足額7,944万4,896円につきましては、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金及び当年度の消費税及び地方消費税資本的収支で補填いたしました。

６ページを御覧ください。

令和７年度輪之内町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

未処分利益剰余金の額につきましては、当年度純利益等を含めた未処分利益剰余金５億1,236万8,516円となっております。

このうち、減債積立金に2,400万5,548円を積み立て、建設改良積立金657万5,767円を充当しようとするものでございます。

７ページをお願いします。

令和７年度輪之内町水道事業貸借対照表でございます。

資産の部では、固定資産合計が約15億400万円、流動資産は３億300万円で、資産合計は18億700万円となっております。

８ページの負債の部を御覧ください。

固定負債では、企業債残高が１億6,045万円、流動負債は7,329万円、繰延収益は約５億383万円で、負債合計は７億3,758万円となっております。

大きな変動はございませんが、企業債の償還を計画的に進めながら健全な財務状況を維持しております。

11ページを御覧ください。

令和７年度輪之内町水道事業報告書でございます。

営業内容としまして、１．総括事項、事業収益は１億3,106万1,000円で、前年と比較しますと278万1,000円の増額、事業費用は１億1,262万6,000円で、前年と比較すると804万6,000円の増額となりました。損益計算書による純利益は1,843万4,000円となりました。

資本的収支につきましては、収入430万4,000円に対し、支出8,374万9,000円となり、不足額7,944万5,000円は留保資金で補填いたしました。

(2)経営指標に関する事項につきましては、経常収益比率116.37％となっており、健全経営の水準である100％を上回っております。一方で、施設の老朽化は進んでおりますが、今後も計画的な施設更新を進め、安定した水道の供給と健全な事業運営に努めてまいります。

以上で、水道事業会計の決算についての説明を終わります。

続きまして、議第45号、輪之内町下水道事業会計決算書を御覧ください。

輪之内町下水道事業会計決算報告書でございますが、こちらもこの報告書には消費税を含んでおりますが、損益計算書及び貸借対照表には消費税は含まれておりません。

１ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入でございますが、決算額の欄を御覧ください。

下水道事業収益の５億2,132万7,477円につきまして、主なものは第１項営業収益の１億1,185万5,133円で、下水道料金収入でございます。

第２項営業外収益の４億947万2,344円は、主に一般会計からの繰入金と長期前受金戻入でございます。

下の段の支出でございますが、下水道事業費用の４億8,442万172円につきまして、主なものは第１項営業費用の４億4,504万4,194円で、下水道施設の維持管理経費でございます。

営業費用の内訳としまして、３ページを御覧ください。

2.営業費用、管渠費約1,670万円、処理場費約9,643万円、総係費約2,120万円、減価償却費約２億7,926万円、資産減耗費約1,886万円でございます。

２ページにお戻りください。

資本的収入及び支出の収入の決算額３億1,442万6,000円につきまして、主に企業債が１億1,190万円、出資金が9,711万9,000円、補助金が１億305万7,000円、負担金が235万円でございます。

支出の４億9,169万3,968円につきましては、建設改良費が２億5,731万3,600円、企業債償還金が２億3,438万368円でございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する約１億7,726万7,968円は、繰越工事資金や当年度分の損益勘定留保資金等で補填しております。

この結果、４ページを御覧いただきまして、当年度の純利益は2,309万7,615円でございます。

６ページをお願いいたします。

令和７年度輪之内町下水道事業剰余金処分計画書（案）でございますが、未処分利益剰余金の額につきましては、前年度繰越分を合わせた当年度処分利益剰余金5,038万1,189円を処分するもので、積立てには充てず、翌年度に繰り越す処分案でございます。

７ページをお願いします。

下水道事業貸借対照表でございます。

資産の部では、固定資産の合計約74億1,200万円、流動資産合計は約１億6,300万円で、資産合計が約75億7,600万円となっております。

８ページの負債の部では、企業債残高が固定、流動合わせまして約28億6,600万円、繰延収益が約37億6,400万円で、負債合計が約66億9,500万円となっております。

資本の部は、資本金と剰余金を含めて８億8,058万円となっております。

11ページをお願いします。

令和７年度輪之内町下水道事業報告書でございます。

令和７年度は、生活環境の改善や公共水域の水質保全のため、管渠の布設や施設の更新を実施したほか、下水道接続促進キャンペーンを実施するなど接続率の向上に努めました。また、里地区の管渠更新や終末処理場の電気施設の更新などを進めました。

昨年度に、地方公営企業法の全部適用の移行へという節目を迎えまして、本年度もこれにより、経営状況の明確化、経営の弾力化、経営意識の向上が図られております。

続きまして、経営の状況でございます。

収益的収支につきましては、下水道収益が４億9,969万円で、下水道事業費用が約４億7,659万円となり、差引き純利益が2,309万円となりましたが、営業費用約４億3,245万円に対しまして営業収益が約１億169万円と大幅に不足することから、一般会計の繰入金を約２億3,972万円により事業運営を行っている状況でございます。

普及率は91.7％と高いものの接続率が54.2％となっており、接続率の促進が今後の課題でございます。

以上で、下水道事業会計の決算について説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長

では、これより一括質疑を行います。

質疑はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

質疑なしと認めます。

これで一括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第44号及び議第45号については、令和７年度決算特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第44号及び議第45号については、令和７年度決算特別委員会に付託して審査をすることに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

（午前10時30分　休憩）

（午前10時46分　再開）

○議長

では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○上野賢二議長

日程第16号、議第46号　輪之内町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務危機管理課長に議案説明を求めます。

松岡博樹課長。

○松岡博樹総務危機管理課長

それでは、議第46号について御説明させていただきます。

議案書11ページをお願いいたします。

議第46号　輪之内町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の議案上程文は記載のとおりでございます。

本議案につきましては、認可地縁団体の印鑑登録手続において引用している国の上位法令の条項に移動が生じたことから、これに伴う文言の整理をするものでございます。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表の１ページをお願いいたします。

第４条、登録のうち、地方自治法施行規則第21条第２項の規定に基づき作成された台帳、いわゆる地縁団体登録台帳を参照することとしておりますが、今般の地方自治法施行規則の一部改正により、この地縁団体登録台帳の作成根拠となる条項が「第21条第２項」から「第18条の３第１項」へと改められました。これに伴いまして、本町条例につきまして引用する条項修正を行うものであります。

なお、今回の改定は、上位法の条項ずれに対応するための規定整理でございまして、本町における印鑑登録手続や証明発行などの実務に生ずる変更は一切ございません。

議案書の12ページにお戻りください。

こちらが改め文でございます。

最後に附則でございますが、この条例は、令和８年10月１日から施行するものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を行います。

質疑はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議第46号についての討論を行います。

討論はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第46号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第46号　輪之内町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○上野賢二議長

日程第17、議第47号　輪之内町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務危機管理課長に議案説明を求めます。

松岡博樹課長。

○松岡博樹総務危機管理課長

それでは、議第47号について御説明させていただきます。

議案書13ページをお願いいたします。

議第47号　輪之内町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の議案上程文は記載のとおりでございます。

本議案につきましては、本町における特殊勤務手当について、これまで災害応急作業手当の１種類のみを規定しておりました。しかしながら、近年の新興感染症の流行など、公衆衛生上のリスクや環境の変化を踏まえまして、職員が感染症の防疫作業など危険性の高い重大な業務に従事した際、その特殊性や負担に応じた適正な処遇を行うことがで

きるよう必要な規定を整備するべく、本改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表の２ページをお願いいたします。

第２条、種類のうち、従来の災害応急作業手当に加えまして、新たに感染症防疫作業手当を特殊勤務手当として追加いたしました。

また、新たに第４条において、支援対象及び支給限度額を規定いたしております。

議案書の14ページをお願いいたします。

こちらが改め文でございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を行います。

質疑はございますか。

（挙手する者あり）

○議長

９番　田中政治議員。

○９番　田中政治議員

ちょっとお尋ねしたいと思います。

特殊勤務手当については、字のごとく特殊な勤務ということですが、これは災害派遣での場合と輪之内町、当地が災害を受けたという現場になったときもこの感染症とか災害応急作業とか、いろんなことが当然どちらにおいても起きるわけなんですが、全てにおいてこの条例改正案のとおりになって、1,500円というのが支払われるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

全てにおいてということは町内外ということかと思われますが、基本的には内部、町内の対応で想定しておりますが、町外で要請があり対応した場合には支給対象となっております。以上です。

（挙手する者あり）

○議長

９番　田中政治議員。

○田中政治議員

大事なところを課長がおっしゃったんですが、町内で発生した災害において応急作業とか感染症、これは職員のみならず、この体制の中ではいろんな役割を職員のみならず

皆さんが担って復旧活動に当たるわけなんですが、職員だけにこういうものを当てるのはどうかと。例えば区長も、それから民生委員の方も、いろんな形の人が全ての災害に対して尽力いただかなあかんのに、職員だけが1,500円をいただくというのはどういうことやと。私は、町外であればやむを得んなあ、輪之内の代表で大変なところを任務に当たっていただくなということを感じていたわけですが、聞いたら町内、要するに内外の内のほうについて力点が置いてあるというのに、職員さんだけがこういうことに日が当たりお世話になる自助・共助の部分では、お互いに助け合う、おまけにその中では区長が中心になってやるあれでしょう。

今度の一般質問でも、かなりの議員の皆さんが防災について質問されるような意向ですが、こういうことは当然今全国で、異常気象か分かりませんが、物すごい雨が降ったり、内水で苦しんでいるというのが現状として今あるんですが、そういう中でも災害になったときに職員の方だけが1,500円、そうでない人はなしということですか、もう一回お尋ねしたいと思います。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

今回上程させていただきました条例につきましては、職員の手当という形で、ふだんの業務以外で心身に負担が生ずる場合には、国の基準に基づいて支給する手当ということでございます。

田中議員のおっしゃられる、地域の方の作業等にはそういう手当はないのかというような御質問かと思いますが、あくまで職員の勤務に対する手当でございます。以上です。

（挙手する者あり）

○議長

９番　田中政治議員。

○田中政治議員

私が言いたいのは、職員に対する手当がいかんとは言いませんよ、その部分は誤解のないように。

いいんですが、なら区長さんも立場上職員の皆さんと全く違うことをやるわけやないんですよ。そういった人には何かあっても何もなしで職員だけがというところに、課長がさっきから何遍でも言われる国の基準であるならば、町として独自に、災害が起きたらこぞってお世話になるその中に、こういう立場の方、こういう立場の方、こういった立場の方については国に準じて何かあったときにこういう手当を支給して、とにかくみんなで自助・共助の部分で頑張りましょうよ、頑張ってくださいねとこれが言うのが行政の私は立場やないかと思うんですよ。行政が行政の、自分たちの職員だけを守るための条例改正であるならば、私は反対です。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

私の説明がちょっと不足している部分があるんですけれども、もちろん町民や地域の皆さんに要請、お願いしてそういった作業に従事していく場合にはしかるべき手当等は考えなければならないと思っておりますが、今回の、繰り返しになりますが、特殊勤務手当につきましては、ふだんの業務以外で職員への手当となっておりますので、地域活動や福祉活動を皆さんやっていただいているのとはまたちょっと内容が異なりますので、その辺は今後慎重に検討する必要があるかと思われます。以上です。

（挙手する者あり）

○議長

９番　田中政治議員。

○田中政治議員

違う……、３回やったか、２回目やね。

３回目やったか、なら終わらなあかん。

○議長

すみません、４回目ですね。

○田中政治議員

そうか、わしは今これが３回目やと思ったんやけど、そうかな。

○議長

すみません。

○田中政治議員

分かりました。

○議長

ほかに質疑ございますか。

（挙手する者あり）

○議長

５番　浅野進議員。

○５番　浅野　進議員

今、田中政治議員の話を聞いて、私はなるほどなと思ったんですけれども、これはもう町長の仕事ですよね。職員だけではなくて、そこに災害派遣に行かれた人は誰しも該当するというふうにこれからしていったらどうですか。条例をつくってやっていくならやっていくでもいいですし、その辺はどうですか、町長。

○議長

朝倉和仁町長。

○朝倉和仁町長

今回出させていただいたのはあくまで感染症対策ということで、具体的には４年前のコロナですね。あのとき、ああいった感染症、今またインフルエンザもはやっていますけれども、ちょっと誤解がないようにお願いしたいのは、全部の職員じゃないんですね。本当にお医者さんの隣でお手伝いをする、もういつ感染するか分からない、そういう本当に危険な仕事を、これは好きでやってもらうわけじゃないんですね。通常の業務ならやらなくて済む危険なことを職務命令としてやりなさいと、もう断れないんですね、職員にとっては。ただ、職員にとってみれば、そんな危険なこと、私、やりたくありませんと逃げられないんですよ。だから、無理無理そういう大変な仕事をさせる代わりに、危険な、危ない手当をつけましょうということで、昔は税務課の職員が滞納整理に行くための税務手当とか、そんなのは通常の業務の延長でしょうということでなくなってきたんですけれども、やっぱり改めてその感染のリスクがあるけれども、仕事上、あんたがやりなさいということで申し訳ないけどやってくれと、手当をつけるでやってくれというのが趣旨なんですね。

先ほど政治議員が言われた、地元民生委員も区長さんも、もちろんそうなんですけれども、ただ、民生委員や区長さんには命令はしませんので、あくまで民生委員さん、区長さんの思いでやっていただきたいと、やれないところはやらない。ですから、そこは申し訳ないけどボランティアといいますか、そういった形でやれる範囲でやってくださいということなので、これは命令ですので、命令に対してということで、職員も感染症の職員全部じゃないです。あくまで保健センターの先生の隣でお手伝いをするとか、あるいはそういった職員に限定しての話ですので、誰でも彼でも防災の仕事をしておる職員は全部とか、感染症の仕事をしている職員は全部とか、そういうことではありません。あくまで業務、その業務に対して手当をつけるということですので。ですから、あまり誰でも彼でも広げてくという性格のものではないというふうに思っておりますので、あくまで今回、この条例改正につきましては、コロナが起こったときに保健センターの奥で仕事をしてもらう、作業をしてもらう、感染のリスクを顧みず作業をしてくれと、そういう人に対する手当やというあれですね。

前この場でも、ほかのところがあるのに何で輪之内はないんやという、そういう御意見も踏まえて、改めてやっぱりいつ感染症が起こるか分からんと、輪之内でもやっぱり準備しておかなあかんやろうということで今回上程させていただきましたので、何とぞ御理解をいただきたいと思います。

（挙手する者あり）

○議長

５番　浅野進議員。

○浅野　進議員

町長、これからどういうような災害が出てくるのかということが、その災害の規模にもよりますよね。私らもボランティアとして行きたいという人がこれから出てくるかもしれないです、今、そういう場合も対応を考えておったほうがいいんじゃないですか。町長、いかがですか。

○議長

朝倉和仁町長。

○町長

すみません、ちょっとボランティア云々の話は、今これを一緒に話をし出すとちょっと意図がずれてきますので、あくまで今回は特殊勤務手当が輪之内町にとって必要なのかどうなのかという判断を議会のほうでしていただければと思います。

また、災害のボランティアとか応援とかこれはこれから、ずうっと長い話ですので随時検討は必要かと思いますが、まずはこの感染症に対する手当が必要かどうかという検討でお願いをしたいと思います。

○浅野　進議員

終わります。

○議長

ほかに質疑ございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

これより議第47号についての討論を行います。

討論はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第47号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第47号　輪之内町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○上野賢二議長

日程第18、議第48号　輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから日程第20、議第50号　輪之内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

健康こども課長に議案説明を求めます。

菱田靖雄課長。

○菱田靖雄調整監兼健康こども課長

それでは、議第48号の御説明をさせていただきます。

議第48号の議案上程文と改め文につきましては、議案書15ページから20ページに記載のとおりでございます。

まずもって、この条例は児童福祉法第34条の16の規定に基づき、厚生労働省令で定める基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を参酌して制定をしたものでございます。

今回の主な改正内容は３点です。

１つは、満３歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、当該保育事業に関する基準を整備するもの。

２つ目は、こども性暴力防止法が施行されるに当たり、児童対象性暴力等の防止に関する規定を新設するもの。

３つ目は、多様なニーズを抱える子供に対応する観点から、理学療法士や作業療法士などを保育士とみなすことができる規定を新設するものでございます。

そのほかの改正は、書きぶりや字句の修正でございます。

なお、今回の一部改正につきましては、１つ目の満３歳以上限定小規模保育事業の創設と、３つ目の保育士とみなす規定の新設は、この基準を改正する内閣府令がそれぞれ令和８年２月13日と令和８年３月16日に公布をされ、どちらも８年４月１日から施行。ただし、どちらも９年３月31日までの市町村条例の改正を猶予する経過措置を設ける形で施行をされたもの。

２つ目の児童対象性暴力の防止に関する規定の新設は、改正内閣府令が令和７年12月25日に公布、令和８年12月25日から施行されるもので、これらに合わせる形で所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表で御説明をいたしますので、新旧対照表の３ページをお願いします。

３ページです。

主な改正内容について御説明をいたします。

まず、１つ目の満３歳以上限定小規模保育事業とは何かについて御説明をさせていただきます。

児童福祉法において、保育を必要とする満３歳以上の児童のみを対象とする小規模保育事業が創設をされました。

これまでの小規模保育事業は、原則として、保育を必要とする満３歳未満の乳幼児を対象に実施されてきましたが、例外的に満３歳以上の児童に係る保育体制の整備状況など、地域の実情を勘案して、保育が必要と認められる満３歳以上の児童も受け入れることが可能とされてきたところでございます。

これは、あくまでも３歳未満の乳幼児を対象とする小規模保育事業において３歳以上の児童を受け入れるものであり、３歳以上の児童のみを対象とする事業形態ではございませんでした。

今回創設されました満３歳以上限定小規模保育事業は、もともとは国家戦略特別区域に限り認められていたものですが、それが一般制度化され、全国展開されるものでございます。

なお、この満３歳以上限定小規模保育事業は、小規模保育事業所Ａ型においてのみ実施が可能とされているところでございます。

では、条例のほうに入りますが、まず第３条は、基本理念になりますが、家庭的保育事業等は原則満３歳に満たない児童を対象とする一方で、地域の実情に応じて例外的に３歳以上の児童も受け入れて実施しているところ、「若しくは」以降になりますけれども、小規模保育事業については、満３歳以上に限定する事業類型を新たに書き加えるものでございます。

第７条第１項本文と４ページになりますが、満３歳児限定小規模保育事業とその事業者について、用語の定義規定を定めるとともに、満３歳以上小規模保育事業については、連携施設の確保に係る３要件のうち、保育内容支援と代替保育を確保しなければならないことを定めております。

第７条第１項第３号は、満３歳以上限定小規模保育事業は、満３歳到達による卒園後の受皿、連携施設を確保する要件を除外することを定めるものでございます。

５ページをお願いします。

第７条第７項本文は、卒園後の受皿となる連携施設の確保が著しく困難な場合の連携協力者に、満３歳以上限定小規模保育事業所を加えるものでございます。

６ページをお願いします。

第19条第６号は、満３歳以上限定小規模保育事業者は、当該事業を利用する満３歳以上の利用定員を定めることを定めるものでございます。

７ページをお願いします。

第28条は、満３歳以上限定小規模保育事業の設備運営基準は、小規模保育事業Ａ型と同じ扱いとされているため、Ｂ型とＣ型に除く規定を加えるものでございます。

第30条第２項第３号は、満３歳以上限定小規模保育事業に係る利用乳幼児の引用を書

き加えるものでございます。

13ページをお願いします。

附則第４項は、満３歳以上限定小規模保育事業は、第７条第１項第３号において、満３歳到達による卒園後の受皿となる連携施設を確保する対象から除外したことに伴い、当該経過措置についても除外をするものでございます。

附則第７項の改正は、小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例から、満３歳以上限定小規模保育事業を除くことを定めているものでございます。

ちょっと戻りますが、５ページをお願いします。５ページです。

主な内容の２つ目、児童対象性暴力等の防止に関する規定の新設について御説明をいたします。

第14条を御覧ください。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律が令和８年12月25日から施行されるに当たり、現在削除となっている第14条を改正する形で、児童対象性暴力等の防止に係る規定を整備するものでございます。

この内容は、事業者は児童対象性暴力等を防止するとともに、利用乳幼児を適切に保護するため、支配性、継続性、閉鎖性のある環境の下で利用乳幼児と接する従事者の犯罪事実確認を行うとともに、その他必要な措置を講じなければならないことを定めております。

７ページをお願いします。

主な改正内容の３つ目、理学療法士や作業療法士などを特定理学療法士等として、保育士とみなすことができる規定の新設について御説明をいたします。

これは、保育事業において、発達特性のある子供などが多様かつ専門的なニーズを抱える子供の受入れが増加していることや、現下の深刻な保育士の不足に対応するものでございます。

第30条は、小規模保育事業所Ａ型の職員配置について規定をしているものですが、第３項では保健師、看護師、准看護師を看護師等と定義規定をするものでございます。

第４項と８ページの第５項は、理学療法士や作業療法士などを保育士とみなすことができる規定と、その際の職員体制に係る規定を新設するものでございます。

具体的には、第４項では、配置する保育士の数の算定に当たっては、特定理学療法士等１人に限り保育士とみなすことができる。ただし、当該事業所の保育士による支援体制を確保しなければならない。第５項では、看護師等と今回の特定理学療法士等の両方が保育を行う場合は、看護師等についても、別の保育士による支援体制を確保しなければならないことを定めております。

なお、第32条は、小規模保育事業所Ｂ型の職員について、10ページの第45条は、保育

所型事業所内保育事業所の職員について、11ページの第48条は、小規模型事業所内保育事業所の職員について、それぞれ定めているものでございます。これらにつきましても、第４項と第５項を新設しておりますが、その内容は先ほどの第30条と同じでございます。

14ページをお願いします。

附則第10項の改正及び第11項の削除は、小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例を適用する際の保育士の数の算定から除外をする者に「特定理学療法士等」を追加するとともに、附則第11項を附則第10項に溶け込ませる形で記述を整理したものでございます。

ここで議案書20ページにお戻りください。20ページです。

附則になりますが、この条例は８年12月25日からの施行でございます。

続いて、議第49号の御説明をさせていただきます。

議案書21ページをお願いします。

議第49号の議案上程文と改め文につきましては、議案書21ページから30ページに記載のとおりでございます。

まずもって、この条例は、子ども・子育て支援法第34条第２項及び第46条第２項の規定に基づき、内閣府令で定める基準、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、それを参酌して制定をしたものでございます。

主な改正内容は２点です。

１つは、用語を定義することにより条文の記述を整理するもの、もう一つは、満３歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、当該事業に関する基準を整備するものでございます。

満３歳以上限定小規模保育事業の概要につきましては、先ほど、家庭的保育事業等の設備、運営基準条例の一部改正で御説明をしたとおりでございます。

なお、今回の基準を改正する内閣府令が令和８年２月13日に公布をされまして、令和８年４月１日から施行、ただし、令和９年３月31日までの市町村条例の改正を猶予する経過措置を設ける形で施行されたことに伴い、これに合わせる形で所要の改正を行うものでございます。

そのほかの改正は、書きぶりや字句の修正、条ずれや引用箇所の修正を行うものでございます。

新旧対照表で御説明をいたしますので、新旧対照表の15ページをお願いします。

15ページです。

まず、目次になりますが、もともと第３章第３節は51条と52条の２条のみでしたが、今回51条の２を新設しますので、「・」から「－」に改めるものでございます。

第２条第６号と第６号の２は、満３歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、従前からの小規模保育事業を満３歳未満等小規模保育事業と満３歳以上限定小規模

保育事業を第６条の２として新たに定義をするものでございます。

16ページをお願いします。

第11号の２から第11号の４は、子ども・子育て支援法の定義規定を引用する形で用語を定義しているものでございます。

なお、第６条以後、第52条までにおきまして、名称変更及び今回新設する用語に置き換える整理を数多く行っておりますが、当該部分の説明は省略させていただきますので、御了承をお願いいたします。

では、第６条第２項は、利用申込みに係る法第19条第１号認定子どもと教育認定子どもの総数が利用定員を超える場合に行う抽せん、申込み順により決定する選考を選考方法と定義規定をするもの。

17ページをお願いします。

第３項は、利用申込みに係る法第19条第２号及び第３号、認定子どもと保育給付認定子どもの総数が利用定員を超える場合に行う保育の必要性が高い子供を優先する選考を「選考の方法」とし、第４項は第２項と第３項の選考基準が異なるため、単に「選考の方法」としていたものを「選考方法」と「選考の方法」とに区別をするものでございます。

19ページをお願いします。

第20条第７号は、先ほど第６条第４項において、選考方法と選考の方法とに区別したのと同様に区別をするものでございます。

23ページをお願いします。飛びますが、23ページです。

第37条第２項と24ページの第３項は、満３歳以上限定小規模保育事業を除く特定地域型保育事業者と満３歳以上限定小規模保育事業者とに分けて利用定員を定める規定を定めるものでございます。

次、第39条です。

第39条は、正当な理由のない提供拒否の禁止等を規定するものですが、第２項と第３項は、満３歳以上限定小規模保育事業者を除く特定地域型保育事業者と満３歳以上限定小規模保育事業者とに分けて、利用定員を超える場合の選考の方法を定めております。

25ページをお願いします。

第４項は第３項を新設したことに伴い、前項を前２項に改めるものでございます。

26ページをお願いします。

第42条第１項第３号は、先ほどの家庭的保育事業等の設備、運営基準条例の一部改正と同様、満３歳以上限定小規模保育事業は保育の提供の終了後の連携施設の確保を要しないため、除く規定を加えるものでございます。

27ページをお願いします。

第７項は、卒園後の受皿となる連携施設の確保が著しく困難な場合の連携協力者に、

満３歳以上限定小規模保育事業所を加えるものでございます。

第８項は、第１項第３号で御説明をしましたとおり、満３歳以上限定小規模保育事業には、保育の提供の終了後の連携施設の確保を要しないことを定めております。

28ページをお願いします。

第46条第７号は、留意事項に掲載する選考の方法について、第39条において、第２項の満３歳以上限定小規模保育事業を除く特定地域型保育事業と、第３項の満３歳以上限定小規模保育事業とに分けて、それぞれ利用定員を超える場合の選考の方法を規定したことに合わせる改正でございます。

30ページをお願いします。

第51条と、32ページの第51条の２は、満３歳以上限定小規模保育事業者を除く特定地域型保育事業者と満３歳以上限定小規模保育事業者とに分けて、特別利用地域型保育の基準を規定するものでございます。

次、34ページをお願いします。

第52条は、特定利用地域型保育の基準について定めているものでございます。

第１項では、満３歳以上限定小規模保育事業は、文字どおり満３歳以上に限定した保育事業であるため、特定利用地域型保育の基準に除く規定を加えるものでございます。

35ページをお願いします。

附則第４条は、第42条第１項第３号及び同条第８項の改正のとおり、満３歳以上限定小規模保育事業は保育の終了後の連携施設の確保を要しないため、連携施設の確保に係る経過措置の適用対象から除くことを定めております。

では、ここで議案書30ページにお戻りください。30ページです。

附則になりますが、この条例は令和８年12月25日からの施行でございます。

続いて、議第50号の御説明をさせていただきますので、議案書の31ページをお願いします。31ページです。

では、議第50号の議案上程文と改め文につきましては、議案書31ページと32ページに記載のとおりでございます。

この条例は、もともと児童福祉法第34条の16第１項の規定に基づき、内閣府令で定める基準、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を参酌して制定をしたものでございます。

今回の改正内容は１点です。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律が令和８年12月25日に施行されるに当たり、本条例について児童対象性暴力等の防止に関する規定を整備するものでございます。

新旧対照表の36ページをお願いします。

児童対象性暴力等の防止に関する規定を整備するに当たり、第14条の虐待等の禁止の

次に、第14条の２を新設する形で規定をいたします。

この内容につきましては、先ほど家庭的保育事業等の設備、運営基準条例の一部改正で御説明した内容と同じでございます。

では、また議案書32ページにお戻りください。

附則になりますが、この条例は令和８年12月25日からの施行でございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長

では、これより一括質疑を行います。

質疑はございますか。

（挙手する者あり）

○議長

５番　浅野進議員。

○５番　浅野　進議員

７ページの中で、看護師さんには准看護師という資格はあるんですか、今。お尋ねします。

○議長

菱田靖雄健康こども課長。

○調整監兼健康こども課長

直接的には准看護師等について調べてはおりませんが、内閣府の準則の中で准看護師が使われておりますので、まだその制度は生きているのかなというふうで受け止めております。以上です。

○議長

ほかに質疑ございますか。

（挙手する者あり）

○議長

９番　田中政治議員。

○９番　田中政治議員

菱田課長の説明が流暢過ぎて、ちょっと頭が悪いので理解しにくいんですが、輪之内の家庭的保育事業等という文言に該当する輪之内の事業者というか、該当する子供といいますか、そういう人はたくさんおみえなんですか。まず、そこからちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長

菱田靖雄健康こども課長。

○調整監兼健康こども課長

家庭的保育事業等を実施されている事業者さんは町内にはございません。

（挙手する者あり）

○議長

９番　田中政治議員。

○田中政治議員

この条例を定めるということは、将来的に輪之内町でこういう事業者が生まれる可能性があるということで整備されていくものか、今の現在のこども園で輪之内がやっておる保育について、不足分はそういうところで補っていただくためのものかということが、ちょっとお聞きしたい。

中身的には、まずほとんど私の頭では、今すぐどうのこうのということは理解できませんが、上位法とか、いろんな改正の中で提案されておるので、内容的には間違いないと思って賛成はしますが、少し将来的に見据えた内容のものが、輪之内にもこういうことが起きるかもしれんと、こども園だけではカバーし切れんからという部分があるのかどうかだけ、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長

菱田靖雄健康こども課長。

○調整監兼健康こども課長

田中議員が言われましたとおり、将来を見据えてといいますか、いつこういった事業者が輪之内町内で事業を展開してもいいように整備をしているものでございます。

○議長

ほかに質疑はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

これで一括質疑を終わります。

これより議第48号についての討論を行います。

討論はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第48号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第48号　輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議第49号についての討論を行います。

討論はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第49号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第49号　輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これより議第50号についての討論を行います。

討論はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第50号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第50号　輪之内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○上野賢二議長

日程第21、議第51号　輪之内町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

企画財政商工課長に議案説明を求めます。

水谷和智課長。

○水谷和智企画財政商工課長

それでは、議第51号について御説明いたします。

議案書につきましては33ページです。

上程文は記載のとおりでございます。

この輪之内町企業立地促進条例の改正点については、主に３点あります。

まず１つ目としましては、対象業種を拡大しました。輪之内町の強みである高速道路にアクセスしやすいなど、道路交通に関する輪之内町の強みを生かすため、対象業種に運送業、倉庫業、それから卸売・小売業のうち物流に関する事業を追加するというものでございます。

続きまして、投下固定資産額の要件見直しでございます。今回、中小企業に対する額を新たに設けて額については緩和するほか、建物や償却資産への資産投入を促すために、土地の取得要件、除外要件を新たに追加させていただきました。

３つ目としましては、雇用促進奨励金の拡充でございます。従来の奨励金の額を増額するだけではなく、移住促進効果を見込みまして、町外からの転入者に対しての奨励金額を上乗せしたものでございます。

では、改正内容の詳細については、新旧対照表の37ページから御説明いたしますので、御覧ください。

まず第２条、こちらについては、第１号にウ、運送業、倉庫業、エ、卸売業、小売業のうち商品の集荷、仕分、発送等を複合的に行う事業を追加するものでございます。

それから、38ページにかけてなんですけれども、第５号、こちらについては投下固定資産について、ただし書に面積要件を追加いたしました。１万平米未満、中小企業にあっては5,000平米未満の土地については対象から除外するものといたします。

続きまして、第７号、こちらに中小企業の定義を追加しました。中小企業基本法第２条第１項に規定される中小企業者といいまして、主な要件としましては、資本額３億円以下か従業員300人以下の企業を指すものでございます。

それから、39ページにかけて、第４条第２号の雇用促進奨励金ですが、ちょっと要件が幾つか分かれましたので、表にまとめて表記させていただいております。

説明しますと、町内の新規雇用者１人につきまして、従来５万円を10万円に増額しております。また、新規・従来雇用者に関わらず、町外からの転入者１人につき30万円として、限度額を従来500万円から2,000万円に増額しております。

続きまして、第５条、こちらは事業者の指定ですが、従来の雇用者についても要件に追加した上で、大企業10人、中小企業については５人に人数を緩和し、同項第２号で投下固定資産額の総額を、今までは情報通信業について額を下げておりましたが、業種か

ら企業の規模に要件を変更し、中小企業について新規１億円、増設・移設5,000万円に緩和要件を加えております。

その他、これらの改正に伴いまして、従来定められている用語についての所要の改正をしております。

新旧対照表の説明は以上でして、続きまして、議案書の35ページにお戻りください。

附則についてですが、この条例は令和８年10月１日から施行し、令和９年度の奨励金から適用するものとします。

説明は以上です。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長

では、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

（挙手する者あり）

○議長

１番　田中実議員。

○１番　田中　実議員

この案も条例も委員会付託ということですけど、その前にちょっとただしたいことがあるのでお願いしたいと思います。

これは、地味に企業を来ないようにしておるような条例に見受けられるんやけど、業種は確かに広げたので、これは運送業や何かが来られるので、それはええことやと思う。企業は来られるんですけど、一方で投下資産で、今まで投下資産の土地については、企業みんなオープンで、全部投下資産に該当をしておったんでしょう。今度、投下資産で１万平米以下は投下資産に入れないということですと２億円のハードルが高くなって、その分来ることができなくなる企業があるのではないかと。

投下資本の考え方で、なぜこの面積要件を入れたのか。前やったら面積要件がなかったのでハードルが低かったから企業は来られた、２億円投資すれば。今度１万平米やとすると１反1,000万やとすると１億円かそこらぐらいでハードルを高く上げられてしまって来たくても来られなくなるような、地味に企業が来られなくなるような条例改正のように私には見受けられるんで、これはどういうことかなということと。

議会に事前説明があって、確かに2,000万円従業員さんに払おうよという話はあったんですが、その中の議論の中で輪之内町の企業を該当してくれと、高校生の通学の補助と一緒でまたレベルが輪之内町のレベルなんですけど、投資資産2,000万円以下のやつをやって、中小企業も３年間の固定資産税を安くできるようにしたらどうやという意見もあったはずです。それで今日見たら2,000万になって従業員の手当ばっかりで、これでは大企業優先の条例改正になっておるんじゃないですか、この辺を教えてください。

○議長

水谷和智企画財政商工課長。

○企画財政商工課長

田中実議員の質問にお答えします。

面積要件に関していうと、確かにこれまでの企業誘致、大規模な企業工場用地を誘致した企業に関しては今回の面積要件で制限されることはないということを考えますと、大企業に対しては影響ないということが言えると思います。

ただ、今回ちょっと制約をさせていただいたものにしては、特に運送業に業種を広げた上で、土地だけ購入して、あと小さな事務所やトラックなどを並べている事業者についてはちょっと、そういう物流業ではなくて物流倉庫であったりとか大規模な屋内駐車場など投下資産を建物や償却資産に投入する企業に奨励金を交付したいという目的がありまして、今回このような規定をさせていただいたわけでございます。これは除外要件にしておりますので土地は該当はしないんですが、工場や償却資産で一定基準、中小企業やと１億円、増設・移設だと5,000万円、中小企業については該当する企業がありましたら奨励金の対象になるものと考えております。以上です。

（挙手する者あり）

○議長

１番　田中実議員。

○田中　実議員

上手に説明されたけど、論点が違っておるでしょう。１万平米以下の土地の企業は除外するということでしょう、運送業とも何とか業とも書いていないでしょう。

それに、償却資産をたくさんあったほうがいいと言われますけど、税収から考えたら固定資産税のほうが、土地のほうがよっぽど固くて、宅地になったらよっぽどいいですよ。償却資産はだんだん下がっていくし、償却が終わったら５％しか残らないということだったらそれはね。やっぱり土地１万平米以下で運送業やない企業が来たらそれは認めて、運送業の人は、あなた方は土地を買ったってトラックを置くんでしょう、だから投下資産から２億円引きますなら分かりますけど、そんなことをされるのか。そして、もしそれをしたら、この条例を読んだ事業者が何を言うておるんですかと、そんなこと我々の業界だけ適用すると書いてありますかこの条例に、運送業だけ１万平米の土地は投下資産から外して２億円やなしに、ハードルを上げたというふうに取れるんですか。

私が言うておるのは、そんな業者が開発で来たときに、誘致したときに窓口でトラブりますよ。そして最初からそんなことをやったらもう来うへんわ、何のための企業誘致やら分からないですよ。

議会で事前説明をしたときにこんな話あったかな。議会で私ちょっとほかのことを言うたら、いや田中さん、そんなもん難しい話をしておったら企業なんか来うへんがなといってまだ町の当局が言うておるぐらいで、こんな難しい話をしたら来うへんやないか

な、おかしくない、これ。

この１万平米は運送業だけかな、ほんなら運送業だけなら分かるように条例をつくってください。

○議長

水谷和智企画財政商工課長。

○企画財政商工課長

すみません、先ほどの答弁に運送業ということを上げさせていただきましたが、条例上の規定の仕方としましては、対象奨励事業である製造業、情報通信業、あと今回加えた物流に関する事業を含めて１万平米の除外要件を加えたというものでございます。以上です。

（挙手する者あり）

○議長

１番　田中実議員。

○田中　実議員

３遍目ですので、簡単に言うたら工場誘致のハードルを上げたんでしょう、そういうことでしょう。来てくれ来てくれと言うて、１万平米以下の企業は来たらあかんぞと言うておるので、前の条例のほうがよかったんやないですか。１万平米以下でも、9,000平米でも来たら投下資産で２億円あったら該当になったんやでということと、３回目ですのでもう質問できないので、2,000万円の投下資本の話はどうなりましたか、もう全然検討していないということですか。

○議長

水谷和智企画財政商工課長。

○企画財政商工課長

投下資本を2,000万円までに下げるという話でございましたが、それを検討する段階で、近隣の自治体の規定例などを見てみましたところ、そこまで下げて規定している近隣を見受けられないのもありましたので、近隣のを参考にした上で中小企業について緩和する規定を加えたということでございます。以上です。

○議長

ほかに質疑はございますか。

（挙手する者あり）

○議長

９番　田中政治議員。

○９番　田中政治議員

度々この件については、こういうことが起きてくると聞きたいことがようけあるので、委員会付託なんで１つだけ。

今回、対象企業というか製造業からいろんなところからが増えたということは理解できるんですが、何か１つだけ私の中で落ちんのは、農業やったって製造をしていますよ、食品の製造ですよ。

ここに企業立地、要するに企業と名前がつかんと農業は企業じゃないんですかね。要するに社会資本が、農地がなくても要するに大きな農業企業としての性格のある、例えば海津のほうへ行けば２つか３つか大きいのが、何億円という資本でやっておる法人さんが複数あるんですが、農業やったって投下資本2,000万円やそこらのことは毎年のごとく投下しますし、それから面積要件やったってこれは全部土地を買うことが前提なのか、輪之内の土地を、要するに輪之内が造成したものが対象になるのか、企業としての。そこら辺私は、輪之内が造成したものを買う、それは借りてはあかん、借りて例えば大きな工場を造りたいんやけど地権者の理解が得られないので借地と、輪之内のアポロンスタジアムも借りてあれは成り立っておるんですが、ああいうふうに借りてやってもええのかあかんのか、そこら辺の分岐点をちょっと教えていただきたいと思います。詳しいことは委員会で聞きますので。

○議長

朝倉和仁町長。

○朝倉和仁町長

すみません、委員会付託される前提ですのであまりしゃべり過ぎてもいかんのかなと思いつつ、いろいろ御質問が出ましたんで思いを少し述べさせていただきます。

まずこれは企業の立地促進ということで、企業誘致をするために、企業誘致は何のためにするか、前からいろんなところでお話しさせていただいています、人も減っていく、人口が減っていく、税収が減っていく、少なくとも個人の住民税頼りにはなかなかできんなということで、やっぱりここは企業さんに来ていただいて、企業さんにたくさん税金をお支払いしていただければ何とか埋めていけるのかなというようなことで、もともと企業誘致を積極的に輪之内はやっております。

今回のこの改正ですけれども、いろいろと今企業誘致を進めていく中で改めて輪之内の今の条例を見ると運送業、倉庫業がないと、隣の安八であれだけすごい運送業があるのに輪之内にはないと。結局今までのこれまでの条例は、先ほどの中小を拒む以前に運送業や倉庫業は来るなと、まさしく西濃でも、ほとんど全町村で運送業や倉庫業があるのに輪之内にはないと、輪之内は来るなと、まさしく運送業は要りませんと言っていたんですね。それで、要りませんと言っていたら隣の安八にあれだけすごい大きなところができた。安八のあれがどうのこうのとは言いませんけれども、少なくともああいう可能性をもともと排除していたんです、今の条例は。ですから、それはあかんのじゃないのですか、養老でも海津でも安八でもやっていることは少なくとも輪之内でも条件を整えないと、最初から輪之内を選んでもらえない。面積要件ですとか投下資産とか、この

辺りはほかの市町との並びを見ながらやったんですけれども、まず、そもそも他の市町に立地できるのに輪之内に立地できないという、それはなくそうやないかということで始めたことですので、まずそこのところは御理解いただきたいなと。

農業も企業やないかということで、もちろんそのとおりですし、農業を軽んじるつもりはありませんけれどもあくまで、それで用地は取得か貸借か、もう取得です、これは、取得していただいて税金を払っていただく、もうそれが絶対条件です。本社は東京で工場だけ土地を借りてここで営業して、はっきり言ってそんな企業は要りません。あくまで土地を取得して、それで先ほど課長が申しましたように、土地だけではなかなか大した金額になりませんので、償却資産も来年からどんどん減ってきますけれども、それなりの建物を建てていただいて、それで償却資産を入れていただいてというのが絶対条件です。

そういうことで、少しでも税収を増やしたいという思いから今回条例改正を考えておりますので、それぞれの中身につきましてはまた委員会等で御検討いただいて御意見いただければと思いますが、まず何で今これをやるんだというところはそういう思いでおりますので、何とぞ御理解をいただきたいと思います。

○議長

ほかに質疑はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

これで質疑は終わります。

ただいま議題となっております議第51号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第51号　輪之内町企業立地促進条例の一部を改正する条例については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○上野賢二議長

日程第22、議第52号　大吉新田防災拠点整備工事（Ⅲ期工事）請負契約の締結についてを議題といたします。

総務危機管理課長に議案説明を求めます。

松岡博樹課長。

○松岡博樹総務危機管理課長

それでは、議第52号について説明いたします。

議案書36ページをお願いいたします。

議第52号の議案上程文は、記載のとおりでございます。

工事名は、大吉新田防災拠点整備工事（Ⅲ期工事）、工事場所は、輪之内町大吉新田地内、工期につきましては、着工が本契約締結の日、完成が令和９年３月23日、契約金額につきましては、１億7,094万円。契約の相手方は、岐阜県安八郡輪之内町下大榑新田698番地の１、株式会社藤幸組、代表取締役　近藤英樹でございます。

本件につきましては一般競争入札で執行いたしまして、その経過でございますが、令和８年７月30日付で工事の公告を行い、８月25日に開札を行いました。応札業者は６者でございましたが、その後、輪之内町事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱の規定に基づきまして審査を実施し、落札者として決定し、現在仮契約を締結しております。そして、本日、地方自治法第96条並びに輪之内町条例の規定により議決をいただき、本契約を締結して着工したいと考えております。

なお、落札率につきましては、予定価格に対して77.98％でございました。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を行います。

質疑はございますか。

（挙手する者あり）

○議長

１番　田中実議員。

○１番　田中　実議員

業者につきましては安価に入札していただいたんで何も言うことはないんですが、町の財政管理が少し大ざっぱ過ぎへんかなと思ってちょっとお聞きしたいんやけど、大ざっぱというかずさんというか、６月の補正予算で当初予算２億900万円で足りないから3,000万補正してくださいと、結果として予算総額が２億3,900万円になったんですよ、そのとき議場で私聞いたんですよ。設計ミスかと質問したら設計のミスは一切なく町の独自の判断でいたしましたと、そうか、ならどういう理由やと聞いたら１年で発注すればよかったのを２年に分けて発注したもんでということと、当初は建築工事で積算したけど土木工事のほうにしなあかんということで、3,000万高くなったんですよね。

それで今回の入札の予定価格は２億1,900万でしょう、予算は２億3,900万でもうそんで2,000万ぐらい差が出ておるのと、それに、これは結果が出たのでどうかということでそれはあまり言いませんけど、２億3,900万の予算で今言われた１億7,000万円で落札したんやったら7,000万浮いておるでしょう、そのお金を何で今回減額しなんだかいうことや。またこれ半年間7,000万のお金を塩漬けにして、7,000万あれば道路工事、それから私の言っておる福祉もみんなできるでしょう。

今日の決算書にも書いてあるように１年たったら、町のほうは２億円不用額で出ましたので来年の借金を減らすのに使いますという話になるんやけど、今現時点で、２億4,000万で１億7,000万だから7,000万も総務課のほうに今お金がたまっておるんでしょう、工事の２割を引いたって3,000万や4,000万は減額してほかの事業に回してあげる、そういう財政運営はできんのですか、お聞きします。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

入札の結果予算額が残っているのではないか、補正予算をするべきではないかという御質問でございます。

確かに7,000万近くの予算残額がございますが、きちんとした完成までには当然変更も生じることを踏まえまして、不用額をきちんと精査した上で補正予算に踏み切るべきだと判断をいたしているところでございます。現在は、当初のあくまでも競争効果によって請負額が低くなったということでございますので御理解いただきたいと思います。

（挙手する者あり）

○議長

１番　田中実議員。

○田中　実議員

今先ほど言ったでしょう。

契約した金額の変更契約って２割までしかできんのでしょう、7,000万全部変更契約できるの。１億7,000万で２割の上限やったら3,000万以上は変更契約なんかできないはずなんやで4,000万ぐらい余るんじゃないの。

説明は上手に説明したけど、ルールからいったらもう上限が決まっておるんやで変更契約の、それ以外は不用額にするとか防災関係でほかの工事費に回すとか、それなら分かるけれども、7,000万余りまして財布の中に入れっ放しですとは、ちょっとそれはまあちょっと仕事をやってもらわなあかんと思うんやけど、違いますか。

○議長

荒川浩副町長。

○荒川　浩副町長

先ほど来より、この入札結果はもとより財政規律的な御発言がありました。

これは、確かに結果論からいうと議員おっしゃるとおりでございます。時期を見て減額補正とか云々という手段もこれから考えなきゃいけないと思いますが、先ほど決算書の中に２億2,000万ほどの不用額がある、これを活用すればもっと事業ができたんではないかという観点については、これは何ら申し開きができるというかそういったものではございません。というよりも、当初予算の積算の中でやっぱり課題があったというこ

とに起因すると言わざるを得ない部分もあります。したがって今後はこういった、一般論で片づけるつもりはないですが、間もなく９年度予算の編成に入ります。そういったことも鑑みまして予算額編成のときに過大な予算をしない、極力不用額を出さないということです。

確かに、議員おっしゃるように７年度決算で２億2,000万円出ています。もし、これが半分に減らせれば１億2,000万円予算が出てくるわけです。だから、それをほかの事業に回すということも十分可能でございますので、その辺を執行部は踏まえて、いま一度確認しておきたいというふうに思っております。以上です。

○議長

ほかに質疑はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

これより議第52号についての討論を行います。

討論はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第52号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第52号　大吉新田防災拠点整備工事（Ⅲ期工事）請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○上野賢二議長

お諮りします。

ただいま各常任委員会及び令和７年度決算特別委員会に付託しました議案につきましては、会議規則第46条第１項の規定によって、９月17日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第38号から議第45号まで及び議第51号については、９月17日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

各常任委員長及び決算特別委員長は、９月18日に委員長報告をお願いいたします。

○上野賢二議長

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

議会第２日目は、９月17日午前９時までに御参集願います。

本日は大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

（午後０時01分　散会）

令和８年９月８日開会　第３回定例輪之内町議会

第２号会議録　第10日目

令和８年９月17日

令和８年９月17日　午前９時　開議

○議事日程（第２号）

日程第１　一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第１の事件

○出席議員（８名）

１番	田　中　　実	２番	大　橋　慶　裕
３番	林　　日出雄	４番	浅　野　重　行
５番	浅　野　　進	６番	上　野　賢　二
７番	髙　橋　愛　子	９番	田　中　政　治

○欠席議員（なし）

○欠員（１名）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	朝　倉　和　仁	副　町　長	荒　川　　浩
教　育　長	増　田　浩　志	会計管理者兼 調整監兼 税務課長兼 会計室長	大　橋　勝　弘
調整監兼 健康こども課長	菱　田　靖　雄	総務危機管理課長	松　岡　博　樹
福祉介護課長	野　田　理　恵	企画財政商工課長	水　谷　和　智
建設課長	長　屋　弘　明	農業振興課長	西　脇　元　彦
教育課長	小　関　達　也	住民環境課長	岩　田　好　弘

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	松　本　香　代	議会事務局	西　脇　愛　美

（午前９時00分　開議）

○上野賢二議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は８名です。議員定足数に達しておりますので、令和８年第３回定例輪之内町議会第２日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○上野賢二議長

日程第１、一般質問。

一般質問を行います。

会議規則第56条第１項の規定により、議員１人当たりの質問・答弁の時間を45分以内とし、これを許可いたします。時間経過をお知らせするため、制限時間の５分前に呼び鈴を１回、制限時間到達時には呼び鈴を２回鳴らします。また、議場入り口側にあるモニターに残り時間を表示いたします。制限時間到達後は速やかに発言を終了してください。

なお、一般質問における質問回数制限はございません。

それでは、通告に基づき順次発言を許可いたします。

１番　田中実議員。

○１番　田中　実議員

おはようございます。

議長の許可が出ましたので、通告により質問をいたします。

１．平時から災害対応の体制を整備せよ。総合防災訓練を町民総出ですべきではありませんか。

総合防災訓練実施と防災計画内容について。

令和８年熊本地震、令和８年８月千葉豪雨でお亡くなりになられました方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様に心よりお悔やみ申し上げます。また、被災されました全ての皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い平穏な日々の回復をお祈りいたします。

近年、予算の関係か、準備の煩雑化のためか、全町民総出の総合防災訓練が実施されていません。総合防災訓練は、全町民に災害時のパニックを防いで命を守る行動を体で覚えさせ、避難経路や初期消火の手順の確認に大切です。今回の熊本地震では、民間避難所として想定した大型商業施設で爆発事故が発生、多数の死傷者が出ました。猛暑のため避難所でなく車中泊の人も多数出ました。また、千葉豪雨では大量の水没車が発生しました。

そこでお聞きします。

防災訓練に外国人の避難、車中泊、水没車に対する対応はどのように計画されていますか。今後、総合防災訓練をどのようにされますか。各避難所のプロパンガスの管理の状況、猛暑に対する避難所の対応について町長にお聞きします。

２．仁木地区は安全が確保されました。福束地区、大藪地区はいつ確保されますか。

福束地区、大藪地区、防災用堤防階段の新設について。

来年３月に大吉新田の防災拠点が完成し、華やかな開所式が行われると思います。それを冷ややかなまなざしで見ている福束地区、大藪地区の住民の皆さんはあると思います。町では仁木地区ばかりでなく全町民が利用できるとの説明ですが、理論上そうでも実際はそうならないと思います。それどころか、近隣市町村の住民が押し寄せる可能性もあります。仁木地区に外構工事を含め８億円投資し、福束地区、大藪地区は投資なしでいいんですか。以前一般質問した防災用堤防、堤防階段、どうなりましたか。国が動かないなら階段１つ1,000万円との議会答弁です。町単独で工事し、至急福束地区、大藪地区の住民の皆さんの安全を確保してください。町長にお聞きします。

３．障がい児、病児、病後児も利用できますか。

こども誰でも通園制度の障がい児利用について。

こども誰でも通園制度の利用申請の流れを見ると、総合支援システムでアカウントを申請してくださいとありますが、スマホのない家庭や扱いの慣れていない家庭はどうなりますか。アカウントやＩＤなど専門用語は皆さん理解できますか。保育所に通ってない児童以外は全て利用可能ということですが、障がい児、病児、病後児も利用できるということでよろしいか。また、給食費、おやつ代別途実費必要とありますが、幾らですか。給食費無償化の流れに反していませんか。高額であれば利用を再考される家庭もあると思います。町長にお聞きします。

４．県道沿いは工事して町道沿いは放置ですか。

東江川防草シート工事について。

以前、江ざらえの除草について一般質問しました。その後、町内で防草シート工事が始まりました。福束地区、大藪地区は一部工事が施行されました。大変喜ばしいことです。議会で地元自治体の皆様が喜ばれると伺い、改めて効果を実感していると答弁されています。仁木地区の中部電力変電所以南の東江川の除草は刈りにくいレベルでなく、のり先４メートル前後あり危険なのり面です。急な斜面で転落者も出た危険度の高い除草作業です。仁木地区は何もしないでこのまま放置でよいのでしょうか。町長にお聞きします。

５．条例では、粗大ごみの戸別回収は本来年齢制限70歳がなく、住民全てが利用できるのに、現在制限があります。おかしくありませんか。

粗大ごみ戸別回収の利用制限について。

役場の仕事は町民に公開している条例や規則どおりに運用すべきです。６月２日に議決された粗大ごみ戸別回収の手数料の100円の値上げはその日から適用ですが、６月はちょっと間に合わないので、９月から早速行いたいと口頭で説明され延期されました。粗大ごみの戸別回収は住民にとって大切な制度です。今回、再開された粗大ごみ戸別回収の年齢制限は、再検討すべきではありませんか。県下で年齢制限している市町村はどのくらいですか。条例に書いていないことは何でもできるではなくて、住民の権利を制限する場合は条例によるが正しいのではないですか。町長にお聞きします。

６．児童・生徒減少の中、スポーツ少年団はどうなりますか。

スポーツ少年団の地域クラブへの移行について。

大吉新田の防災拠点にサッカー場ができるのではとスポーツ関係者大いに期待しております。サッカー場はどのような計画で、運営はどのようにされますか。また心配があります。利用できる児童・生徒がどのくらい確保されていくかということです。スポーツ少年団の地域クラブへの移行は、少子化において避けることができない問題です。

そこでお聞きします。

サッカー場の計画の有無と、スポーツ少年団の地域クラブへの移行の現状と問題について教育長にお聞きします。

○議長

朝倉和仁町長。

○朝倉和仁町長

おはようございます。

一般質問ということで順次答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、田中実議員の御質問、総合防災訓練実施と防災計画の内容についてお答えをいたします。

本町におきましては、令和５年度の訓練を最後に、町全体での大規模な一斉防災訓練は行っておりません。これは、災害発生時に最も基本となる自助・共助の重要性を踏まえ、より地域に密着した実践的な対応力を養っていただきたいという考えから、各自主防災組織ごとのきめ細かな防災訓練にシフトして実施、支援してきたことによるものでございます。一方で、近年激甚化します風水害や大規模地震に備えるためには、町民全体で命を守る意識を高め、そのための行動を会得する機会として、総合防災訓練の重要性は高いと認識しており、まずは現在整備を進めております防災拠点の完成に合わせて、町全体での総合防災訓練を実施する方向で検討を進めてまいります。

次に、外国人の避難、車中泊、水没車への対応につきましては、いずれも防災計画並びに避難所運営マニュアル等に基づいて、多言語対応や駐車スペースの確保、立ち往生車両対応等を記述しておりますが、近年の被災事例等を教訓として適宜見直しを行い、実効性を高めてまいります。また、避難所におけるプロパンガス施設につきましては、

法令に基づいて耐震、安全対策を徹底しており、避難所開設時にはガス漏れなどの点検を行い、安全が確保されたことをもって避難者の受入れを開始いたします。

猛暑対応につきましては、14ある指定避難所のうち、空調設備がない避難施設は、町体育センターと３小学校体育館の４施設であります。仮に避難所開設となった場合には、当面はスポットクーラーの搬入により対応することで、避難所環境の確保に努めてまいります。

続いて、福束地区及び大藪地区における防災用階段についてお答えいたします。

初めに、改めて申し上げるまでもございませんが、大吉新田の防災拠点は町全体の防災の要、そして広域的な減災拠点として機能させることを目的として整備を進めているものでございます。完成後は、町民の皆様の命と暮らしを守るための重要な施設として有効に活用していただけるよう万全を期してまいります。

御質問の堤防階段の整備につきましては、これまでも地元の皆様からの強い御要望を受け、国に対して粘り強く働きかけを行っております。仮に町単独でこうした階段設置を実施することとなりますと、河川法に基づく複雑な協議や許可の手続が必要となりますので、多少の時間を要しても国による事業として進めていただくことが適当であると考えて要望を続けてまいりました。

そうした中、昨年度までに設計が行われておりました福束地区内の箇所について、先般、国土交通省から今年度内に階段の設置工事に着手する予定との説明がありました。今後も引き続き関係機関と密接に連携を取りながら、福岡地区をはじめ大藪地区につきましても、必要な安全対策や利便性の向上に向けた取組を進めてまいりますので、よろしく御理解と御協力をお願いいたします。

次に、こども園のこども誰でも通園制度の利用についてお答えいたします。

初めに、当町では、本制度の利用申請や予約に当たり、その利便性を考慮して、スマホ等を用いてこども誰でも通園制度総合支援システムを利用することとしておりますが、スマホ等の操作に不慣れな方に対しましては、職員によるシステム操作のサポート、直接窓口での予約、代理予約などに応じるなど、情報格差によってこの制度の利用が制限されることのないよう努めてまいります。

次に、障がい児や病児、病後児の利用について、もとよりこの制度の枠組みとして障がいのある子も対象に含まれております。ただし、その受入れにつきましては職員の体制や専門性の確保、安全性の担保が必要となるため、事前面談等を通じてその子の心身の状況や配慮事項を確認した上で、受入れが可能か否かを判断させていただくことになります。

一方、病児、病後児につきましては、例えば発熱等の病気の子をお預かりすることは想定しておらず、そのような場合は、感染症等の蔓延防止の観点からも、病気等の子を専門的にお預かりする病児、病後児保育事業の利用を案内させていただきます。

また、給食費等についてのお尋ねがありましたが、給食費は200円、おやつ代は50円となっております。本制度は、全国一律の国基準に基づく事業であり、利用料のほかに発生する給食費やおやつ代は実費負担を求めることができることとされておりますが、この点につきましては、子育て世帯の経済的不安感に配慮しつつ、誰もがこの制度を利用しやすいよう、国の動向を注視しながら価格設定してまいりたいと考えております。

次に、東江川の防草シート更新についてお答えいたします。

昨年度から本格的に実施しております防草シートの設置について、施工を行った地元の皆様に喜ばれているとお聞きし、改めて私としましても事業の効果を実感しているところであります。本事業につきましては、限られた財源や予算の制約の中、全ての水路やのり面での実施は不可能ですが、真に危険性の高い箇所や住民の皆様の生活環境に与える影響などを勘案しながら、今後10年以上をかけて順次施工箇所を拡大していきたいと考えております。

議員御指摘の仁木地区、中部電力変電所以南の東江川のり面では、転落の危険などから苦労して除草作業をされているということは以前から聞き及んでおります。今後は、仁木地区に限らず、地元の皆さんの御意見等を伺いつつ、現地の危険度や重要性をしっかりと受け止めながら、施工箇所の選定を進めてまいります。御理解と御協力をお願い申し上げます。

次の御質問、粗大ごみの戸別回収についてお答えいたします。

粗大ごみの戸別回収につきましては、委託先事業者の人員不足のため令和４年度より休止しておりましたが、町民の皆様から再開を望む御意見を複数いただき、今月から70歳以上の方及び障がい者の方を対象として実施することといたしました。ごみの収集処理は、自治体にとって最も重要な業務の一つでありますが、粗大ごみの戸別回収は、輪之内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づく輪之内町一般廃棄物処理実施計画に規定した上で、町が独自に行う住民サービスの一つであると考えております。西濃管内７市町でも４市町が戸別回収を実施し、３町は実施しておりません。実施している４市町で年齢制限を設けている市町はありませんでしたが、当町では、輪之内町一般廃棄物処理実施計画の中で、エコドームへの持込みを中心に位置づけ推奨していることから、今回の再開に当たっては、収集体制に限りがあることも踏まえ、御自身での持込みが困難と思われる方に限定させていただくことにいたしました。

再開までの検討経緯は以上のとおりでございますが、今後、利用状況や町民の皆様の御意見等をお伺いしながら、対象年齢を含め、より適切なサービスとなるよう努めてまいります。

○議長

続いて、小関達也教育長職務代理者代理。

○小関達也教育課長

田中実議員の御質問、サッカー場の計画の有無とスポーツ少年団の地域クラブへの移行の現状と問題点についてお答えいたします。

防災拠点に計画しております広場につきましては、災害等の有事において避難された方々が、テント泊や車中泊を行うための安全な避難スペースとしての活用を主たる目的として整備しております。一方で、平時における有効活用として、サッカーやグラウンドゴルフなどのスポーツやレクリエーションを楽しめる多目的広場として幅広く御利用いただけるように整備されたものと聞き及んでおります。

当町では国の指針に基づき、学校部活動の地域クラブへの移行を進めてまいりました結果、令和６年度には文化部を含む全８団体の地域移行が完了しております。一方、スポーツ少年団は従来から少年団に運営を委ね、教育委員会が事務局を担当し県等との連絡調整を図っております。このようにスポーツ少年団は、学校部活動の地域移行とは異なる形で従来から地域において活動している団体であります。現在、町内のスポーツ少年団は５団体、登録児童・生徒数は合計82人となっております。したがいまして、今回の御質問につきましては、スポーツ少年団の地域クラブへの移行という観点ではなく、少子化の中でスポーツ少年団の活動を今後どのように継続していくかという課題として捉えております。以上です。

（１番議員挙手）

○議長

１番　田中実議員。

○田中　実議員

それでは、順を追ってお願いします。

まず、総合防災訓練及び防災計画について４点ほど総務危機管理課長にお聞きします。

１点目、外国人の避難は適切に実施をしないと国際問題になります。非常食でイスラム教のムスリムさんたちが食べるハラール食というのは、現在輪之内町に何食あるのでしょうか。

２点目、車中泊の際、部外者等によって駐車場が占拠されて混乱する、車が止められないという問題が発生する場合もあると思います。トラブル発生訓練を、解決訓練をする予定があるかということを２点目でお聞きしたいと思います。

３点目、避難所に空き家を有効に利用すべきです。年内に廃業される大規模施設があると聞いておりますが、そこは冷房に個室に医療スペースがあります。災害時に一時利用できるかという、借用できるかというような計画を町として打診しているのか、空き家になるのだけを待っておるのかということをお聞きしたいと思います。

４点目、町職員も２次災害に遭う可能性があります。災害本部から現地に職員を派遣する職務命令の基準は何かということ、それから役場はプロパンガスを使用していて、職員の皆さん方が危ない、危険だ、不安だという声があるのではないですか。職員を守

る対策や安全対策はどのようになっておりますか。４点お聞きします。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○松岡博樹総務危機管理課長

何点か御質問をいただきまして、順次お答えさせていただきたいと思います。

まず、外国人の災害用非常食でございますが、各種非常食のほうは取りそろえておる中で、主たる非常食でありますアルファ米というものがございます。こちらは、いろんな各種味つけが変えたり、いろんな種類を用意してあるんでございますが、そのアルファ米につきましては、ハラール認証品として認定を受けたものを備蓄しております。数量につきましては２万2,700食でございます。

次に、車中泊トラブル発生訓練はしているのかということでございますが、現在の避難所運営マニュアル上では、車両避難は推奨はいたしておりませんが、車両避難が発生することを想定して駐車スペースの事前想定や健康管理などを行うというふうに規定されております。非常に抽象的でございますので、今後はこの辺り、具体的な整備をしていきたいと考えております。

続きまして、大規模な空き家店舗が発生するが、そこを避難所として想定しているかということでございますが、現在そのような協議、調整は至っておりません。

最後、町職員向けの訓練ですとか災害時の出動命令、職員を守る対策につきましては、職員参集マニュアルというものがございまして、その中でまずは家族自身の安全を確保した上で参集するように定められております。また、災害箇所への発出、出動につきましても災害対策本部において、都度必要に応じて出動できるようマニュアルを整備しているところでございます。以上です。

（１番議員挙手）

○議長

１番　田中実議員。

○田中　実議員

災害に関しては、これでもか、これでもかと質問して、これでもか、これでもかと回答していただいて、ノウハウを持っていただきたいと思います。この件については、以上で。

２点目、防災階段についてですが、福束地区は今答弁を聞くとできるということですが、大変時間がかかりました。大藪地区はまだです。これはね、恐らく国、県、町の官僚の縦社会でお願いしているからなかなかできないと。国からしたら、小さな輪之内町が何を言うておるんだというようなことじゃないかなと思います。それであれば、この際、その官僚縦社会を上手に使いましょうよ。今年２月、衆議院選挙で西濃地方は選挙区１人と比例区１人、２名の国会議員ができました。こんな地方はありません。町長以

下幹部の皆さん、この２人に毎日陳情に行ってください。毎日毎日陳情に行って、その国会議員の皆さんから国へ要望をしていただく、そうすると国はびっくりして大変だ、やらないかんということになると思います。イベントで来賓として呼ぶのもいいですが、ふだんから輪之内町の実情をちゃんと国へのパイプを使っていただきたい。粘り強く申請すると言われたが、町と国とで粘り強くやってもなかなか突破口が開けないと思います。開けないなら開けないで、先ほど言った縦社会の横を突くというような方策をやっていただきたいなと思います。ということで、企画財政商工課長に４点お聞きします。

１点目、輪之内町の借金、起債は、令和７年度、幾らですか。

２点目、町財政の要因について、令和７年度、標準財政規模はどのくらいですか。

３点目、最新の令和８年度の一般会計の不用額は８月末は幾らですか。

そして４点目、例年２億、３億と不用額として予算として残っております。残すぐらいなら使いましょうよ。起債額、標準財政規模、令和８年度の不用額を勘案して、本年度、緊急に防災階段に回せる予算は幾らありますか。この４点をお聞きしたいと思います。

○議長

水谷和智企画財政商工課長。

○水谷和智企画財政商工課長

それでは、４点ほど質問をいただきましたので、順次御回答させていただきます。

まず１点目、令和７年度の起債額ということでございますが、こちら決算の説明でも申し上げましたが、2,500万円の起債額ということでございます。

続きまして、２点目の令和７年度の標準財政規模ということでございますが、こちらも決算説明書で御説明させていただきましたとおり、35億7,294万8,000円、令和７年度の標準財政規模額でございます。

それから令和７年度末の不用額ということでございますが、令和７年度の決算でいきますと、歳入歳出決算差引額が２億2,349万7,895円、そのうち翌年度に繰越した財源としましては、1,098万8,000円ということでございます。

４点目の緊急に防災に向ける予算がどれぐらい充てられるかということにつきましては、現在、８年度の予算の執行中でございまして、その執行状況を見て緊急性の高いものについては補正予算で対応するなどの対応を考えておりますが、現時点でこの額が充てられるという額については算出しておりません。以上です。

（１番議員挙手）

○議長

１番　田中実議員。

○田中　実議員

答弁を聞いて、半分ぐらい、ちょっと想定と違っておったということですね。聞き方

が悪かったのかも分かりませんね。

町の起債額は、令和７年度は一般会計22億9,124万円じゃないですか。2,500万だとちょっと桁違いなので、これは質問していないからそうやって言わせていただきます。

それから、最新の令和８年度の一般会計の不用額は分からないので、決算書の不用額を言ったと思うんですが、ということは、財政のほうでは常に輪之内町の不用額が幾らあるかということをつかんでいなくて、機動力のない財政運営をしておるということでしょう。今議会の初日に議決事項でお話ししたように、予算が２億3,900万あって、落札した業者が１億7,000万で7,000万も不用額出たんでしょう。変更契約で２割したって3,000万ぐらい出たんですよ。その時点で3,000万の減額補正をすれば、一番最後の質問、幾らありますかといったら3,000万ですと、緊急用の階段は、もしですよ、やれとは言っていません。もしやるとしたら3,000万円ありますので、３本ぐらいはできますよというような財政運営をしていかないと、普通の課長と一緒のような今答弁をしておると思うんですね。財政の、真に生きる財政をするにはそういうことをやっていかないと駄目だと思うんです。階段のないところはそういうことを聞いて、町のほうはええことばっかり言っておって、財政のことを見ておってくれへんというふうに思うと思います。

○議長

朝倉和仁町長。

○町長

ちょっと少し再質問から外れているような感じがいたしましたが、最後３本ぐらい造ったらどうかという再質問でしたけれども、今の再質問に対する答弁は課長がいたしましたけれども、私が最初に答弁させていただきましたように、もう逐次、くどいくらい国に要望させていただいております。この要望の仕方も、やっぱり、昔はどうか分かりませんけど、今例えば国会議員に頼めば何でもできるということではございません。先日も別件である国の事務所へ行って、このことをなかなか国の事務所が動いてくれないので、この件、直接国会議員なり国交省へ要望に行っていいかという話をお願いに行きましたら、それはこちらでやらせてくれと。その手続はこちらでやらせてくれということで、はっきり言ってそのルールを無視すると、またいよいよその事務所との関係も悪くなるということで、なかなかこの要望の仕方というのは難しいものがございます。

この福束地区について、先ほど今回新しく工事にかかるよという説明もいただきまして、そこでまたすぐに造ってくれということも言えません。先ほどの、答弁繰り返しになりますけれども、じゃあ町でやればいいじゃないかという御質問ですけれども、先ほど答弁させていただいたとおり、町でやろうと思うと、これやっぱり手続がなかなか河川法上手続が難しくなりまして、ただただお金の話ではないというふうに私は理解しております。それなら余分な手間、余分な手続をやるなら国にやっていただいたほうがいいんじゃないかと。

これも10年に１本とかということではなしに、私が就任する前に１か所造っていただいて、これで４年、５年になりますけれども、１か所造っていただいたと。これが進捗が悪い、遅い、何やっておると言われれば申し訳ございませんけれども、ある程度やっぱり公共工事、この関係の中で工事の中でやっていく手続としては、まあ順当といいますか、なかなか国を怒らせてまでやるのがいいのかどうかというようなことは思っておりますので、また順番に、これも地道に順番にということで進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

（１番議員挙手）

○議長

１番　田中実議員。

○田中　実議員

次に、障がい、こども誰でも通園のことについてお聞きします。

これは介護福祉課長にお聞きしたいと思います。

過去、障がい福祉について私議会で何度も質問しました。そうしたらね、過去３年間で本会議場で４遍も答弁しておるので、これ以上の見解は控えさせていただくというようなことです。議会で議員に何遍も答弁しておるでもういいだろうというのはうまい戦法かもしれませんが、町民の皆さんからいかがなものかと。質問者が納得するまで答弁すべきが本来の議会の在り方ではないかというような声も聞きまして、なるほど、私もそうだと思います。

今回の答弁は、こども誰でも通園を一部の障がい児は利用できないという趣旨の回答だと思ったんですが、こども家庭庁は誰でも通園は保育、子育て支援部門と障がい福祉部門が連帯して個々の特性に応じた支援や相談を整えよという指示が来ておると思います。

そこでお聞きしますが、児童福祉部門がそういった全ての障がい児を対象に誰でも通園をやらないのであれば、障がい福祉部門でやるべきではないですか。この設計は、国は個人から利用料は取りなさいよ、そして国は公定価格として障がい児、また病児もあるんですが、加算をして採算に合う制度設計となっておるので、ここは障がい福祉計画をつくる担当課として介入すべきではないんですか。もし本当に障がい福祉の障がい児を持つ親が本当に申請にきたら窓口で断るんですか。そして、その姿を見て見ぬふりして過ごすのが輪之内町の障がい福祉行政の在り方でしょうか。お聞きします。

○議長

野田理恵福祉介護課長。

○野田理恵福祉介護課長

田中議員さんの質問について、私のほうからお答えできることにつきましては、こども誰でも通園制度は保育所や認定こども園、幼稚園等に通っていない未修園児の乳幼児

に対して、保護者の方の就労や病気などの就労要件は一切不要ということで、どの家庭も利用が可能だというように認識しております。

もし、そういった町内のこども園に通うのが難しい御家庭の相談がありました場合には、まず一番は健康こども課や町内に公設されている児童発達支援教室、また保健センターなどと連携しながら、私のほうでは障がい福祉サービスとして児童発達支援教室に通うサービスもございますので、その辺りは連携しながら、こちらのサービスのほうを利用していただけるようにすることは、支援のほうにつなげていくことはできるかなとは認識しております。

（１番議員挙手）

○議長

１番　田中実議員。

○田中　実議員

今の答弁、あんまりちょっと心に響かなかったんですけど、国が思っているより現場ではちょっとうまく連携が取れていないような気がします。これについて再度質問してもなんですので、次回までに子育て支援課と連携するような会議とか連絡会議の構築をしていただいて、また次の機会に質問をさせていただきたいなと思います。

次に、東江川の件について御質問をさせていただきます。

回答では、順次行う、10年間でやりますわということですね。交通安全では全ての道路に信号機とか横断歩道を造ることはなかなかできないでしょう、これ。そうすると交通事故の多発地区を重点的にやっぱり工事しますよね。のり先４メートル以上の危険な河川、その下流、そこは町が町費で刈っておる中江川とか中西江川と合流する地点、海松新田のところがそのところなんですが、そこからのり先１メートル未満の上流に向かって私は工事をしていくのが筋じゃないかなと。危険を少なくするなら、まず危険なところを先にやって、下流からだんだんだんだん行くのが私は筋じゃないかなというふうに思っておりますんで、その辺は考慮していただきたいと思います。

それで、この質問はちょうど１年前の９月議会で質問をさせていただきをしました。農業振興課長に３点ほどお聞きしたいと思います。

江ざらいのけがについて、町は１年前、江ざらいの作業中の事故については町の資源保全会で一括保険加入しているとの答弁でした。保険の名称、死亡やけがの際の補償金額、休業補償の内容について教えていただきたい。

それから２点目は、もう１年たちました。町民の多くは１年たっても保険がかけてあることも知りません。町民に保険内容のビラ１枚届いていません。ここ二、三年の間に保険を知らず自費治療をした方は何人ですか。けがの補償は民法上３年時効なんです。つまり、議会答弁に従って役場で調査して、３年間で補償をしていくかどうかということをお聞きしたいと思います。

３点目は、私、数年前草刈機で川へ落ちてしまいました。そのとき、草刈機が回転しておったんです。大けがするところでしたが、何とかけがはしませんでしたが、電動草刈機だったので何とかなりました。それでお聞きしますが、農作業の危険防止講習会の開催とか、安全な機械の推進をするようなことはないでしょうか。工事が完成してまだ10年ということでしたら、当然安全管理については町のほうで徹底していただきたいし、保険があって補償しますよと議会で言っても知らずにやった方は教えてやって、３年の時効にまでかかっていない方は調べて、町で保険を請求させるのは、やはり議会答弁にのっとった行動だと思います。以上です。

○議長

西脇元彦農業振興課長。

○西脇元彦農業振興課長

それでは、田中実議員さんの質問についてお答えをさせていただきます。

資源保全会のときの除草中とかのけがについてですが、現在、資源保全会の保険につきましてはＪＡの保険を使っております。ＪＡの保険を使っているんですが、現在のけがや補償が幾らとかというのは、現在ちょっと手持ち資料がありませんのでお答えができません。

２点目ですが、そのようなことを、けがの関係とか指導はされているかということなんですけれども、これについては、まず保全会の総会でお示しをして、それを各保全会で各保全会の中の作業員の方にそういうのを周知をさせていただいております。

３点目なんですけれども、河原でけがをして、そういう電動草刈機とか危ないということで、そのようなことはございますが、農業をやっている上でそのようなことは多々あると思いますので、そのようなことはもう指導は常々そのような団体等、営農組合について、農業団体さんのほうには指導はしておるということになります。以上です。

（１番議員挙手）

○議長

１番　田中実議員。

○田中　実議員

それでは、粗大ごみにつきましては、来年度検討するということですので、再質問はいたしません。

スポーツ少年団について、議会直前に情報提供がありましたので、それの確認の質問をさせていただきたいと思います。

中学校の地域クラブ、これが校外の、つまり中学校以外の生徒が入れないクラブになっておると。地域クラブは子供が少ないので、よその中学生も入れるクラブにするために地域クラブをつくったんじゃないかと。運用の仕方がおかしくないかという声が直前に届きましたのでお聞きします。

○議長

時間が45分過ぎましたので、田中実議員の一般質問を終わります。

続きまして……。

（発言する者あり）

○議長

時間、45分でございますので。途中であっても打切りをいたします。

それでは、引き続き一般質問を行います。

３番　林日出雄議員。

○３番　林　日出雄議員

皆さん、おはようございます。

初めに、このたびの令和８年熊本地震及び千葉県における豪雨災害により、犠牲となられた方々と御遺族に対し、深く哀悼の意を表します。また、被災された全ての皆様に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、１日も早い復旧・復興を強く祈念いたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、能登半島地震の教訓を踏まえた感震ブレーカーの設置推進について質問をさせていただきます。

能登半島地震では、大規模な火災による被害が拡大し、その多くが停電復旧時に発生する通電火災であったと指摘されています。本町においても、激しい揺れの中では身の安全を確保することが最優先であり、急いでブレーカーを落として避難することは現実的に困難です。通電火災を確実に防ぎ、町民の命と財産を守るためには、一定以上の揺れを感知して自動的に電気を遮断する感震ブレーカーの普及が極めて有効です。

そこで、以下の項目について質問をします。

１．啓発活動の強化。

広報紙や防災講座などを通じ、通電火災の危険性と感震ブレーカーの効果について、町民へさらなる周知啓発を検討してはいかがでしょうか。

２．補助制度の創設。

購入設置費用に対する補助金の導入など、普及に向けた支援策を検討してはいかがでしょうか。

３．要支援世帯への重点支援。

自力避難や設置作業が難しい高齢者世帯等に対し、優先的な設置支援や配付等を検討してはいかがでしょうか。

以上３点について、町長の御見解をお伺いいたします。以上です。

○議長

朝倉和仁町長。

○町長

林日出雄議員の御質問についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、令和６年１月に発生した能登半島地震では、大規模な火災による甚大な被害が確認されており、その主たる原因として、停電からの復旧時に電気製品から出火する通電火災の危険性が改めて浮き彫りとなったところでございます。激しい揺れの中において、自らの安全を確保した上で、速やかにブレーカーを落として避難することは極めて困難であり、設定以上の揺れを感知して自動的に電気を遮断する感震ブレーカーの普及は、通電火災の発生を防ぐために有効な対策であると認識しております。

これらを踏まえた上で、まず１点目の啓発活動の強化につきましては、今後は「広報わのうち」や町ホームページ、さらには自主防災組織による訓練など、あらゆる機会において感震ブレーカーの有効性について周知啓発に取り組んでまいります。

次に、２点目の補助制度の創設につきまして確認しましたところ、現在、県内には８つの自治体が補助金制度を導入しているところでございます。感震ブレーカーの普及を加速させるためには、購入設置費用に対する財政的支援が必要であるとの思いは議員と同じでありますので、導入済み自治体の状況などを確認しながら、補助制度の創設について検討を進めてまいります。

３点目、要支援世帯への重点支援についてでございます。自力での避難が難しい要配慮者世帯につきましては、より手厚い支援が必要であると認識しております。補助制度の創設と併せまして、福祉部門や地域の民生委員の皆様と緊密に連携しながら、実効性のある支援策を併せて検討してまいります。

（３番議員挙手）

○議長

３番　林日出雄議員。

○林　日出雄議員

大変前向きな御答弁ありがとうございました。

過去の大規模地震における火災の過半数が、通電火災をはじめとする電気に起因する火災でした。また、通電火災にはリスクが存在いたします。そのリスクは見えないリスクです。地震の揺れによって建物が変形し、壁の中を通る屋内配線が圧迫されたり、破断、亀裂が生じ、そこへ電流が流れるとショートを起こして発火し壁内の断熱材や木造構造物に燃え移ります。また、倒れた家具や本棚の下敷きになった電源コードの被覆、絶縁体が潰れ、芯線が露出、損傷し、通電した瞬間に、火花、スパークが飛び、近くの家具や衣類に着火します。

こうした通電火災の危険性と感震ブレーカーの効果については、暖房器具を使用する前の周知啓発が非常に効果的だと思います。広報する時期を調整してはいかがでしょうか。総務危機管理課長にお考えをお聞きします。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

感震ブレーカーにつきましての広報を、冬場に暖房器具を使う前にしてはどうかというふうな御質問だと承りました。

迫り来る災害に対して来年度までに制度を整備しますでは安全確保に遅れが生じますので、早急に広報したいと思いますが、感震ブレーカーの有効性の広報を先行して行い、しばらくして補助制度ができましたでは、不公平感が発生するおそれがございますので、補助金制度と広報が同時に普及できるよう、早急に事業化へ向けて取り組んでまいりたいと思います。

（３番議員挙手）

○議長

３番　林日出雄議員。

○林　日出雄議員

大変力強い御答弁ありがとうございました。積極的に効果的な周知啓発を進めていただきたいと思います。

次に、補助制度の創設につきましては、今度10月１日、西南濃６町の研修会もありますが、西南濃５町の実施状況を確認しましたので、紹介をいたします。

隣の安八町は、簡易型感震ブレーカーボールタイプ4,000円相当を1,500円で購入できる補助を行っています。こちらは各世帯単位で購入が可能です。問題点として、配電盤にカバーがつくタイプには、この簡易型感震ブレーカーが設置できないとのことでした。現在6,000世帯中400世帯が購入されました。次に、神戸町と垂井町は防災資機材として各区の自主防災組織に対して感震ブレーカーを資機材のメニューに加え、購入の２分の１の補助を行っています。垂井町は上限10万円とのことです。こちらは各区単位で購入が可能です。養老町と関ケ原町は現在検討中とのことです。

私としては、各地区の防災資機材として感震ブレーカーの普及を進めることが非常に有効かつ強力な施策だと思いますが、その辺りはしっかりと行政のほうで検討をして進めていただきたいと思います。

次に、要支援世帯への重点支援につきましては、これは私の提案になるんですが、各地区の中学生防災士を積極的に活用、活躍させることで、高齢者にとっては親しみや安心感が深まり、設置拒否感のハードルが下がるのではないかと思っております。また、中学生にとっても役割が変わることで、中学生自身の防災意識や地域愛着が飛躍的に高まるのではないかと思っております。総務危機管理課長のお考えをお聞かせください。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

要支援者への中学生防災士の活用といいますか、協力をということでございますが、輪之内町におきまして、防災士の取得率は県内どころか全国トップクラスでございます。防災士の皆様は、地域防災訓練や災害時の避難誘導など中心的な役割を担っていただいておりまして、まさに地域の防災リーダーでございます。また、災害時の要支援者への取組は地域防災における最重要課題と認識しておりまして、平時から顔の見える関係性を構築するという意味では、高齢者と中学生の関係性は非常に有効であると感じております。

引き続き、中学生に限らず、防災士の皆様が御活躍していただけるような仕組みづくりに取り組んでいきたいと考えております。

（３番議員挙手）

○議長

３番　林日出雄議員。

○林　日出雄議員

大変力強い御答弁ありがとうございました。

各地区の中学生防災士を積極的に活用、活躍させる取組は、非常に大きな波及効果が期待できるのではないかと私も思っておりますので、前向きに進めていただきたいと思います。また、先ほど安八町の紹介の中で、配電盤にカバーがつくタイプにはコンセント型感震ブレーカーがありまして、揺れを感知した際に安全な微少電流、疑似漏電をあえて流すことで、家全体の主幹ブレーカーを落とすのではなくて、漏電ブレーカーを落とす方法もありますので御紹介をさせていただきます。

最後に、先日、安八町の9.12災害のシンポジウムに町長と大橋議員さんも一緒に参加させていただきまして、改めて自然災害は予告なく突然訪れ、日常の当たり前を一瞬で奪い去ることを再認識しました。だからこそ、私たちは日頃からの備えが大切だと思いますので、感震ブレーカーの設置推進をしっかりと前に進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長

では、林日出雄議員の質問を終わります。

続きまして、４番　浅野重行議員。

○４番　浅野重行議員

皆さん、おはようございます。

まずは熊本地震、千葉豪雨でお亡くなりになられた方々に、謹んで哀悼の意を表します。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、防災訓練の在り方について一般質問させていただきます。

７月から８月にかけて、熊本、千葉、関東、石川、富山、福井といった全国各地で地

震や集中豪雨などの大規模災害が発生しており、当町においても洪水や南海トラフ巨大地震など様々な災害への備えが必要だと思います。当町では、防災マップの更新や地域防災計画の整備が進められていますが、いざというときに住民の一人一人が適切な行動を取るためには、実際の災害を想定し、より実践的な内容にしていくことが重要だと考えます。例えば、豪雨による河川氾濫を想定した避難訓練、夜間や停電時の避難、要支援者の避難支援、避難所の開設・運営訓練など、地域の実情に合わせた訓練を取り入れるべきではと思います。また、子供から高齢者まで幅広い世代が参加できる訓練とし、防災士や自主防災組織、消防団、学校、福祉関係者などと連携し、地域全体で災害に備える実践的で参加しやすい防災訓練を推進するとともに、訓練終了後に課題を検証し、次回の訓練に反映させる仕組みが必要だと思います。

当町として今後どのような防災訓練を目指し地域住民の防災力向上につなげていくのか、町長の見解を伺います。

○議長

朝倉和仁町長。

○町長

浅野議員御質問の防災訓練の在り方につきましては、先ほどの田中実議員への答弁と重なる部分もあることを御容赦いただきたいと思います。

近年、全国各地で大規模な自然災害が相次ぐ中、まさについ先日、お隣愛知県名古屋市周辺において、観測史上最大の降雨による大規模な道路冠水などの洪水危機が発生いたしました。こうした水害や地震への備えは一刻の猶予も許されない重要な課題であり、決して他人事としてはならないことと認識しております。

町におきましては、これまで住民の皆様の命を守る基盤として防災マップの更新や地域防災計画の整備を進めるとともに、各地域における自主防災組織による自助・共助の意識高揚に向けた防災訓練を積み重ねてまいりました。いざというときに、住民の皆様お一人お一人が適切な行動を取るためには、防災を誰かがやってくれることではなく、自分自身と大切な家族の命に直結する問題と捉えていただくことが何よりも重要であり、そういった意識の醸成こそが訓練実施の意義であると考えております。

まず、手始めとして現在整備を進めております町防災拠点の完成を機に、これまでの地域ごとの取組とは別の観点から、町全体での実践的な総合防災訓練を実施する計画であります。

議員から御提案いただきました豪雨による河川氾濫を想定した避難訓練や夜間停電時、要支援者の避難支援、さらには避難所の開設、運営訓練など、まさに新しい防災拠点と各地域避難所などが連携して真価が発揮されるものと考えております。また、訓練の実施のみを目的とするのではなく、訓練終了後は参加者や関係機関による反省会を実施し課題の抽出と検証を行い、そこで得られた教訓を地域防災計画や防災拠点の運用方法へ

とフィードバックしてまいります。新しい防災拠点の完成をハード面の強化にとどめることなく住民の皆様の防災意識の向上というソフト面へつなげていくことこそが重要であり、行政、関係機関、そして住民の皆様が一体となった災害に強いまちづくりを全力で推進してまいります。

（４番議員挙手）

○議長

４番　浅野重行議員。

○浅野重行議員

先ほど答弁で防災訓練の重要性や地域との連携についてお示しいただきました。ありがとうございました。

しかし、実際の災害時には、高齢者や障がいのある方、独り暮らしの方など、避難に時間を要する方への支援が特に重要となることから、当町では、こうした災害時に支援が必要な方について、防災士、自主防災組織、消防団、民生委員、福祉委員関係者などと連携し、実際の訓練を想定した訓練を実施されていますか。総務危機管理課長にお考えをお示しいただきます。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

支援が必要な方々を想定した実際の訓練状況について御質問いただきました。

各地域における自主防災組織による訓練の中で、防災士や民生委員、消防団が連携して要支援者対策の訓練を行っている地区があるということは把握しておりますが、町全体で見ると、地域ごとに取組にばらつきがございますので、今後は訓練実施率100％を目指しつつ、優良な訓練内容をフィードバックしながら、町全体の防災力を高めていきたいと思います。

（４番議員挙手）

○議長

４番　浅野重行議員。

○浅野重行議員

先ほど御答弁いただきましたように、よろしくお願いしたいと思います。

次に、今後の防災訓練において、単に避難所へ移動するだけでなく、要支援者の把握から声かけ、避難誘導、避難所での受入れまでの一連の流れとして確認するより実践的な訓練を取り入れていく考えはありますか。総務危機管理課長にお尋ねします。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

具体的な要支援者の把握から避難所での受入れまでの一連の流れを確認する訓練の導入についてという御質問でございますが、議員御指摘のとおり単に避難所へ移動するだけではなく、発災から避難生活が始まるまでをつなぐような訓練は必要であると感じております。要支援者の把握、そして声かけ、避難誘導から、まずは一般の避難所へ避難していただいて、そこでのスクリーニングを行い、福祉避難所へスムーズな受入れまでをパッケージ化した、より実践的なロールプレイング型の訓練を順次取り組んでまいりたいと思います。

（４番議員挙手）

○議長

４番　浅野重行議員。

○浅野重行議員

そのように総務危機管理課長から御答弁いただきましたので、実践していただきますようによろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長

では、浅野重行議員の一般質問をこれで終わります。

続いて、５番　浅野進議員。

○５番　浅野　進議員

一般質問を行います。

これから質問することはこの問題は過去３回質問しておりますので、簡単に質問をいたします。

中学校給食費無償化について、町長に質問します。

公立小・中学校の給食費の保護者負担を自治体が全額補助する制度や、一部を助成する制度は、子育てしやすい環境づくりを目的に全国で広がり、そのことが国を動かして今年の４月から小学校の給食費無償化が始まりました。地方の行政の動きが国を動かしてきたのです。私は過去に何度か一般質問で輪之内町も無償化するようにとの質問を要望してまいりました。

全国知事会は８月８日、文科省は給食無償化の対象を速やかに公立中学校まで拡大することなどを要望しました。文科省副大臣は、できる限り早く財源を確保した上で実現したいと応じたとのことです。これは自治日報の８月10日と17日付に載っております。国において、いつから中学校の給食無償化が実施されるか分かりませんが、これまでの間、町費で負担しても実施されるよう提言しております。

新聞報道では、９月に値上げが予定されている飲食料品が4,923品目になるとの調査結果です。年内最大の値上げラッシュを指摘しています。10月にも引き続き3,000品目を超える値上げが見込まれるとのことです。１月から11月まで１万9,083品目値上げと

の報道です。ぜひとも中学校の給食費の無償化を実施していただきたく、町長に質問をいたします。以上です。

○議長

朝倉和仁町長。

○町長

浅野進議員の中学校給食費無償化についてお答えをいたします。

学校給食費の無償化につきましては、これまでも浅野議員から繰り返し御質問をいただき、その都度お答えをしておりますように、諸物価の高騰が続く中、子育て世帯の経済的負担を軽減することは重要な課題であると認識しております。本年度から、国の制度により小学校の給食費については無償化が実施されておりますが、中学校については、現時点では国による無償化の具体的な時期は示されておりません。

一方、町におきましては、これまでも食材価格の高騰分を町費で負担することで給食費の値上げを抑えてまいりました。また、中学校の給食費につきましては、前回議会でお認めいただき、保護者の負担額を月額5,150円から4,000円に引下げさせていただいたところでございます。

現時点で町単独による完全無償化を実施する考えはございませんが、今後も国の制度化に向けた動きを注視してまいりたいと考えております。

（５番議員挙手）

○議長

５番　浅野進議員。

○浅野　進議員

町長ね、町の一般財源で手当できませんか。今日、さっき田中実議員から繰越金が幾らあるの、基金が幾らあるのと質問されておったでしょう。それを少しだけでも取り崩すだけでも、私は実施できるというように思っておるんですけれども、それでも実施するつもりはないんですか、町長は。お答えください。

○議長

朝倉和仁町長。

○町長

答弁の内容につきましては、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

まず、前回の議会で御承認をいただきまして、保護者の負担額を少し下げさせていただいたということで、余剰財源がという御質問ですけれども、なかなか先日委員会でもお話しさせていただいたように、必ずしも余裕のある財政状況でもございません。一方で、今朝の新聞なんかを見ますと、養老町さんも実施されるということで、今西濃で11の市町で４つ、５つ目ぐらいですかね、養老町さんが。今半分実施されているということで、非常に他の市町村の動向とかも気にはしております。

無償化できればすぐに無償化したいところではございますが、諸般いろいろやっぱり考えていきますと、まず少し前回の引下げで。また今後いろいろ状況とかが変われば、またいろいろと検討はさせていただきますが、今すぐどうかと言われますとこの間の引上げ、引下げで、しばらくは動く予定はございません。

（５番議員挙手）

○議長

５番　浅野進議員。

○浅野　進議員

今までね、副町長に質問するようなことなかったんですが、この際ですからぜひ副町長、どのように考えているのかお考えをお聞かせください。基金や繰越金などで対応することは難しいんですか。荒川副町長、お答えください。

○議長

荒川浩副町長。

○荒川　浩副町長

御指名ありがとうございます。

結論から言いますと、先ほど町長が答弁させていただいたとおりの内容でございます。

ただ、これに至る経緯としてこの間も決算委員会、委員会段階でお認めいただきましたけれども、先ほど来より話が出ておりますが、今、町の財政状況を数字だけ申し上げますと、借金が、今、一般会計その他公営特別会計、企業会計、全部含めると53億4,100万。一方、一般家庭でいう貯金が、定期預金ですね、７年度末で17億4,000万。確かに単年度収支で見れば余剰金は出ていますが、いまだにこういった借金を多く抱えている状況で、じゃあ、その年度、年度で出てきたお金を全て使ってしまえといったときに、今後のいろいろとまだ財政需要が出てくると思います。そういったときに対応できるように、私どもとしてはやっぱり少しでも基金を積んでおきたいというのは、一般家庭でいう定期預金を増資させていきたい。そして、やっぱり借入金は本当にルールどおりの償還も含め、速やかに返していきたいというのがあります。

先ほど言った額を見ていますと、危機的状況にはないですが、決して裕福ではないということを御理解いただければと思います。以上です。

○浅野　進議員

議長、以上です。

○議長

では、これで浅野進議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。10時40分より再開いたします。

（午前10時25分　休憩）

（午前10時58分　再開）

○議長

では、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

その前に、先回の議会のときに町長答弁が最後にあったときに、５分ほど時間を延長したということでございましたので、今日、田中実議員の最後の質問、教育委員会の答弁を求められました。

そこで、時間ということで切りましたが、答弁は求めるべきだというような、議会運営委員会のほうで決定をされましたので、田中実議員の最後の教育委員会の質問の答弁を教育長職務代理者の小関達也課長に答弁を求めます。

○教育課長

田中実議員の最終の質問についてですが、地域クラブへの町外者の受入れについてということでよろしかったでしょうか。

地域クラブについては部活動への地域クラブ移行ということですので、町外者の受入れについては想定してございません。以上でございます。

○議長

では、一般質問を続けます。

２番　大橋慶裕議員。

○２番　大橋慶裕議員

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

小・中学校におけるライフジャケット、救命胴衣着用啓発について。

夏場は海水浴場へ出かけたり、川遊びに行く機会が多くなります。毎年水難事故で貴い命をなくす悲しいニュースを耳にします。遊泳可能な場所でも水難事故は後を断ちません。健康・安全教育において、夏休み前の水泳授業で命を守る訓練として水難時の対応や救命胴衣を着用する授業を行ってはいかがでしょうか。教育長にお尋ねいたします。

避難所生活の支援対策について。

今年度７月28日に発生した熊本地震による被災者の方たちは、今日現在も避難所生活を余儀なくされています。心よりお見舞い申し上げます。

当町は避難所運営に関し、プライバシーの確保ができるパーティションやテント、停電や断水を前提にした非常用簡易トイレや自家発電機等避難所生活に必要な物資の対策をされていると承知しています。夏の暑い時期の対策として、何度でも繰り返し使えるドライタオルや水が不要なウエットティッシュ等の衛生用品の備蓄と氷が製造できる製氷機の購入を検討してはどうでしょうか。

また、避難所では慣れない避難生活で同じ空間での共同生活をすることになります。避難所における生活環境によるストレスを軽減するための支援はどのようにお考えでしょうか。町長にお尋ねいたします。

地盤沈下、地下水位、地盤収縮の状況から見る町政について。

毎年、濃尾平野の地盤沈下の状況が国土地理院の東海三県地盤沈下調査会より公表されています。昭和36年より毎年計測されており、令和８年８月の公表の令和７年における濃尾平野の地盤沈下の状況の中で過去５年間の累積沈下量の多い水準点、令和３年11月から令和７年11月の上位10地点の中に、輪之内町の地点が４つあります。累積沈下量は２から３センチであり、一番大きい水準点は松内の３センチです。国は濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱を昭和60年４月26日に決定し、地盤沈下、地下水等の状況の調査・観測をはじめ、地盤沈下対策関連事業に積極的に取り組むとともに、地盤沈下の進行に対応するための地下水適正利用等に関する方策についての調査・研究を推進するとあります。

当町は西濃地区地下水利用対策協議会に参加していますが、協議会の活動内容や地下水位情報を町民や地下水利用者にどのように周知、発信していますか。地盤沈下防止のための広報活動として被災想定水位、地盤標高、地盤沈下量を示した看板等の設置状況はどのような状況でしょうか。

地盤環境保全に向けての調査・研究の報告では、公害としての地盤沈下については、濃尾平野全域で地盤沈下量は年間１センチ未満と穏やかであり鎮静化の傾向にある近年、軟弱地盤地域の地盤沈下が目立つようになってきていると報告されています。地盤沈下による抜け上がり等の被害が推測されますが、土地改良施設や公共施設、道路等のライフラインの現地調査を町ではどのように実施されていますか。町長にお尋ねいたします。

○議長

朝倉和仁町長。

○町長

大橋議員からは３点御質問をいただきましたが、まず私から２つ目の御質問、避難所生活の支援対策についてお答えをいたします。

災害時における避難所は被災された町民の皆様の命と健康を守るための極めて重要な基盤となるため、町では避難所生活に不可欠な資機材の配備について順次進めてきたところでございます。

その上で、近年の地球温暖化に伴う夏季の猛暑は極めて深刻であり、災害が夏場に発生した場合の熱中症対策や衛生環境の確保は必須の対策となりますので、次期防災備蓄計画に向けて必要な備品の精査を行って配備してまいります。

また、見ず知らずの他者との長期間にわたる避難所生活は肉体的にも精神的にも大きな負担となり、エコノミー症候群や慢性疾患の悪化などの要因にもなりかねません。そこで、各個人のプライベート空間を確保するのはもちろん、女性専用の更衣室や授乳室、洗濯物の干し場などを設置して安心・安全な環境づくりに努めるとともに、保健師などによる定期的な巡回相談を実施し体調変化を早期に発見できる体制を整え、不安やストレスの軽減を図ってまいります。

次に、地盤沈下等についてお答えをいたします。

まず、本町が参加しております西濃地区地下水利用対策協議会は地下水の適正な利用の推進や地盤沈下の防止を目的として活動しており、協議会の取組などは事務局である大垣市のホームページで公表されております。また、地下水を利用する事業者様へも協議会等と連携して適正利用を呼びかけており、今後も分かりやすい情報発信に努めてまいります。

次に、看板等の設置状況についてお答えいたします。

地盤沈下が著しい三重県の木曽岬町や桑名市、長島町などにおいては沈下量を示した看板等が設置されている例が見られますが、本町におきましては近年著しい地盤沈下は見られないことから、沈下量を示した看板の設置は行っておりません。今後につきましても、地盤変動等の状況を継続して注視してまいりたいと考えております。

最後に、各種施設等の現地調査についてお答えいたします。

先ほどお答えしましたように、近年著しい地盤沈下は見られず鎮静化していることから地盤沈下による井戸の抜け上がりなどの被害は発生しておりません。施設の現地調査につきましては、地盤沈下に限らず、日常的な道路パトロールや点検作業の中で目視等による確認を実施しております。今後も、関係機関や土地改良区等との連携を密にしながら、施設の異常や被害の早期発見、適切な維持管理に万全を期してまいります。

○議長

小関達也教育長職務代理者代理。

○教育課長

大橋慶裕議員の御質問、小・中学校におけるライフジャケットの着用啓発についてにお答えいたします。

県内においても海や川などでの水難事故が発生している中、児童・生徒が水辺の危険性を理解し、万一の場合に自らの命を守るための知識や技能を身につけることは大変重要であると認識しております。

当町では中学校１年生を対象に令和６年度及び７年度に着衣水泳を実施し、水難事故から身を守るための学習を行っております。教育委員会といたしましては、これまでの取組を踏まえ、小学校における着衣水泳についても各学校と協議しながら実施を検討してまいります。

また、岐阜県教育委員会では学校向けにライフジャケットの貸出しを行っておりますので、学校に対してこうした制度の活用を促してまいります。

さらに、県内では民間事業者等がライフジャケットの着用体験や着衣水泳の指導を行っている事例もありますので、こうした取組も参考にしながら、外部の専門的な知見も活用し実践的な水難事故防止教育に取り組んでまいります。

（２番議員挙手）

○議長

２番　大橋慶裕議員。

○大橋慶裕議員

順番に質問させていただきたいと思います。

健康・安全教育の面において教育課長のほうから御答弁いただきまして実践的な水難事故防止について各学校に協議されているということでございまして、そうやっていただきたいと思っておりますけれども、岐阜県のほうですけれども、河川課において県内の河川水難事故の傾向に基づいた効果的な対策を岐阜河川の公式アカウントで水難事故防止等に役立つ情報を発信されております。その中で、過去７年間の県内における水難者のうち、ライフジャケット着用者の生存率は93％となっておりまして、ライフジャケットを推進されています。水難事故対策を学んで豊かな自然に親しんでいただきまして、共に学び支え合う力を育んでいただきたいと思います。

次に、避難所ストレス軽減について危機管理課長にお尋ねいたします。

避難所生活における生活環境上の問題の上位に生活空間の広さ、プライバシーの確保、お風呂、室内の温度、トイレ、また騒音、臭い、明るさなどが上げられていますけれども、生活空間の広さに対する認識はどのような認識でしょうか。

次に、風呂、衛生に対する対策はどのようにお考えでしょうか。

次に、災害用トイレは大きく分けて４種類、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレとあります。当町の対策状況を教えてください。

次に、し尿の処理・処分等のマニュアルの作成があるのかどうかお尋ねいたします。

以上、総務危機管理課長にお尋ねいたします。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

何点か御質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、避難所における生活空間の広さに対する認識はということでございますが、こちらは国際的な基準がございまして、１人につき各3.5平方メートルが基準となっております。当町のパーティションは全て２メートル掛ける２メートルで４平方メートルを確保して、生活空間を確保しているところであります。

次に、風呂、衛生に対する対策はということでございますが、災害時における入浴支援に関する協定というものをＮＰＯ法人の方と締結しております。これに基づきまして入浴施設を貸与を受け、対応する予定をしております。また、衛生につきましては、民間事業者等応急生活物資供給等の協力に関する協定というものを結んでおりますので、消毒液やウエットティッシュなど衛生用品を優先的に調達できる仕組みを構築しております。

次に、災害トイレの対策状況でございますが、当町では今年度末の見込み数で携帯トイレは３万4,000回分、簡易トイレは約8,500回分、マンホールトイレを11基整備しているところでございます。

最後、し尿処理の計画がマニュアル上あるのかということでございますが、地域防災計画に対応方法について規定をしております。以上です。

（２番議員挙手）

○議長

２番　大橋慶裕議員。

○大橋慶裕議員

生活空間の広さに対する認識ですけれども、前、世界標準で御答弁出ていますけど3.5平米ということで、しっかりと認識されていらっしゃるので安心しました。

それと、し尿処理の処分等のマニュアルなんですけれども、これ実際一番災害時困りますので、臭いと衛生面で。どのように、私もちょっと存じ上げていませんので、次回の総合防災訓練が実施されると仮定しますけれども、どのような場所で、どのような形で処分されるのかということを周知していただければと思います。

町長答弁のほうで必要な備蓄品をこれから整備していきたいという御答弁でありましたけれども、私の質問にありましたドライタオルと製氷機等の御答弁がございませんでしたので、再度ここに、考えていらっしゃるのかどうかお尋ねいたします。総務危機管理課長にお尋ねいたします。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

災害時の備蓄品で衛生関係のものの備蓄をどのように考えているかということでございますが、全て完璧な備蓄というのはなかなか費用的な面も含めて難しいところがございますので、先ほど説明しましたとおり、民間事業者との物資供給協定というものもございますので、有事においては常時備蓄するのではなく、そういった事業者様からの供給も視野に入れて衛生備品については対応したいと考えております。

（２番議員挙手）

○議長

２番　大橋慶裕議員。

○大橋慶裕議員

すみません、繰り返しになりますけれども、空調設備が整っていない公共施設が４施設があると御答弁いただいておりまして、その中で、ない施設に関してはスポットクーラーで対応していきたいという御答弁だったと思うんですけれども、氷の製氷機、夏場暑い時期に有効だと考えておりますけれども、この辺りのお考えは総務危機管理課長は

どうお考えでしょうか。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

製氷機ももちろん避難所にあれば非常に暑い時期には有効かと思いますが、その辺、設置に向けての費用がどのくらいかかるのですかとか使用方法など、今後検証してまいりたいと思います。

（２番議員挙手）

○議長

２番　大橋慶裕議員。

○大橋慶裕議員

今年度末に大吉の防災拠点が完成されます。答弁でもございましたが、来年度には町全体での総合避難訓練をされるという御答弁でしたけれども、その中でも今日私が質問させていただきました避難所運営に関わることがあると思いますので、実践的になるような訓練をしていただければと思います。

次に、地盤沈下のことなんですけれども、まずこれは毎年公表されておりますので町報に、別紙の濃尾平野の地盤沈下の状況、これはホームページで御覧になれます。裏面には輪之内町の地図が書いてありまして計量地点も分かるんですけれども、これをまず町民の安心につなげていただければと思いますので広報に掲載されたらどうでしょうか。建設課長にお尋ねいたします。

○議長

長屋弘明建設課長。

○長屋弘明建設課長

ただいま大橋議員のほうから、東海三県地盤沈下調査会が報告しております濃尾平野の地盤沈下の状況について町報等で掲載してはどうかということでございましたが、そちらのほうにつきましては、その内容が国土交通省のほうで掲載されております。なので、今の段階でありましても皆様が閲覧することができますので、特段、輪之内町の広報等で公表するということは現在の状況では必要性は低いと考えておりますが、今後の状況によりまして、町民の方が必要であるという場合につきましては表示等考えていきたいと思っております。以上でございます。

（２番議員挙手）

○議長

２番　大橋慶裕議員。

○大橋慶裕議員

看板等の設置なんですけれども、避難所にされております小学校とかですわね、被災

想定水位等は明示されていると私は認識しておりますけれども、地盤沈下量は恐らく表示といいますか、明示されていないと思いますので、町民の皆様が分かりやすいように町内に数か所設置の必要があるかないかも含めてですけれども、関係機関や区長会のほうで協議していただいてその必要であるかどうか、そういう話合いを持っていただければと思いますけれども、建設課長の御見解をお伺いします。

○議長

長屋弘明建設課長。

○建設課長

地盤沈下の沈下量の表示につきましては、現在沈下量自体は鎮静化しているという状況を踏まえまして、直ちに表示板等の設置の必要はちょっと少ないかなというふうに考えております。ですが、ただいま御提案いただきました区長会ですとか、そういったほうで協議をされてはどうかということでございましたので、一度投げかけて協議の場を設けたいというふうに考えております。以上でございます。

（２番議員挙手）

○議長

２番　大橋慶裕議員。

○大橋慶裕議員

現地調査のほうなんですけれども、答弁の中では一応パトロールと日常的な点検で早期発見と維持管理に努めていきたいということでしたが、実際の通常のパトロール、点検等の作業はどういったことをやっていらっしゃるのか。建設課長にお尋ねいたします。

○議長

長屋弘明建設課長。

○建設課長

町長答弁にもございましたが、施設の現地調査につきましては、日常的な道路パトロールや点検の中で目視等による確認を実施しておりますので、御理解いただけますようお願いいたします。以上でございます。

（２番議員挙手）

○議長

２番　大橋慶裕議員。

○大橋慶裕議員

パトロールされていらっしゃるのは分かるんですけれども、パトロールにはいろんな役割があると思うんですけれども、地盤沈下に対してもされていらっしゃっても恐らく車で通っただけではなかなか分かりにくいと思いますので、計量地点が明示されておりますので、この辺りに関して定期的に行っていただきたいと思いますけれども、建設課長の御見解をお尋ねいたします。

○議長

長屋弘明建設課長。

○建設課長

不等沈下と地盤沈下がございまして、ただいまの質問は地盤沈下に対してでございます。地盤沈下の計測量というのは年間に数ミリとなっておりますので、目視による発見はなかなか難しいものとなっております。ですので、地盤沈下調査会のほうの報告書を確認しながら目視と併せまして、町内の道路の状況等複合的に判断しながら確認をしたいと思っております。以上でございます。

（２番議員挙手）

○議長

２番　大橋慶裕議員。

○大橋慶裕議員

地盤沈下のほうなんですけれども、住民の方でも関心の高いことでありますので私のほうでも提案させていただきましたけれども、町報で公表したり、区長会のほうで町内にはこういう計測地点がありまして毎年公表されておりますということをぜひ多くの町民の方に知っていただきたいと思います。町のほうとしてもそのような啓発活動されていらっしゃるということですので、引き続き地盤沈下についても関心を持っていただきまして公表のほうをしていただければと思います。

以上で終わります。

○議長

これで、大橋慶裕議員の一般質問を終わります。

続きまして、９番　田中政治議員。

○９番　田中政治議員

今年の夏は酷暑が続き水不足があり、２度目の熊本の大地震、さらには全国各地に大雨による大きな被害が発生しました。今回の災害によりお亡くなりになった方々、また被害に遭われた皆様には心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

わせ種の稲の取り入れも終わり、いよいよ秋本番です。今回は多くの議員の皆様が質問されました防災についてのほか５点ほど質問をさせていただきます。

１番目に、輪之内町の情報発信について。

戸別受信機、輪之内スマイルチャンネル、これは12チャンネルですが、そのほかホームページ、ツイッター、X、インスタグラム等多くのツールから情報を得ることができますが、インスタグラム、ツイッター等、アカウント登録をすればピンポイントで素早く情報を得ることができそうですが、特に私など70歳後半になると覚えられず、やはり一番見るのは12チャンネルです。今の若い人には不要かもしれませんが、スマイルチャンネル情報、特に各こども園の園児のかわいい姿、議会と執行部の真剣な論議等、いろ

いろ企画、工夫によって町民の皆さんにもっと親しんでいただけるものになるのではないかと思いますが、今の内容ではどうかと思います。

そこで、町長にお尋ねいたします。

①戸別受信機の完全普及を目指して、②情報チャンネルの方向性、内容についてのお考え、③インスタグラム、ツイッター等ホームページの充実についてのお考えをまずお聞きしたいと思います。

２番目に、ふるさと納税と特産品開発について。

とうとう予想どおりふるさと納税額が県下最下位になりました。ふるさと納税と特産品開発は少なからずとも影響があると思います。当初、町長は職員でアイデアを募ると言ってみえましたが、最下位になった事実について、どう進め、最下位脱出を考えておみえになるのか。

また、町長はｉＪＡＭＰとかいう時事通信社が発信している情報を毎日愛読され、世界各国、全国各県の取組、市町村の取組の情報を得ていると言っておみえになりますが、よいアイデアはありましたか、お尋ねをいたします。

３．空き家対策について。

前回質問したときは66棟の空き家があると説明され、管理不全空き家はゼロであるとお聞きをいたしました。空家等対策協議会で協議されているとは思いますが、進展はありましたか。また、現在は八十数戸に増えたということを聞いたことがありますが、どうでしょうか。

４番、防災について。

今年は熊本の大地震、全国各地において線状降水帯が多発し、多くの家屋が水につかり、甚大な被害が発生し多くの方が亡くなりました。９月８日には名古屋市でも内水被害が発生し、連日テレビ等で惨状を報道していました。

輪之内町は昔から排水機が充実され、今では内水被害についてはほとんど心配がなくなったように思えます。私は子供の頃、小学校三、四年だったと思うんですが、65年ぐらい前に一度内水被害の経験があります。田畑、道路、全て水没し、船で移動していた記憶があります。

そこで、以下質問いたします。

①内水対策として、防災マップによると農地、道路は被害があるが、宅地に至っては少しの床下浸水はあるとは思うが床上まではないと示してあるが、新しく宅地造成をしているところ、これから計画するところについてこのマップは参考になりますか。

また、今新築を目指している若い人にはあんまり関心がないように思えますが、防災の意識が低いのではないかと危惧をいたしております。必要以上に驚かすつもりではありませんが、マップにも輪之内という地形があること、対策は万全にと書き示すのも必要だと思います。町長はどう思われますか、お尋ねをいたします。

③大吉の防災拠点へ避難するときの大吉地内の交通体制は整備されましたか。

④他の14か所の指定避難所への緊急発電、また生活に必要なものがそろっておりますか、どうでしょうか。

⑤番、避難所14か所のうち、半分７か所は１階建てです、水害から守れますか。特に水害に対しては、25区中揖斐川堤防へ11区、また長良川堤防へ３区指定してあります。堤防上で公助を待つ間、三、四日間ぐらいは最低必要かと思いますが、車中泊も無理と考えられます。堤防上で何もない状態で生活することとなり、もっと現実的な指示をしていただきたいと思いますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

７番目に、ペット、犬、猫、その他動物との避難の方法はどう考えておみえですか。ペットといえども家族と同じだと思いますが、お考えはどうでしょうか。

８番目の総合防災訓練の実施の有無についてはどうお考えでしょうか。

（５）越境避難について。

避難を希望したときの方法が記していないが、どこへ連絡をし、どこへ行くのか、ペットはよいのか、車の受入れは。さらに、車両の受入れ場所から受入れ可能な施設まではどうやって行くのか。全く記していないので分かりません。

次に、６番、輪之内町の将来を見据えた自然環境への取組について。

農業振興と環境保全の両立を図っていくと町長は言っておられますが、生態系に配慮した環境型水路のみで進められるのか、町全体の将来を見据えた構想は何を考えてみえるのかお尋ねをします。

以上、よろしくお願いします。

〇議長

朝倉和仁町長。

〇町長

田中政治議員からは多岐にわたる質問をいただきましたので、時間の制約もありますので簡潔かつ丁寧に順次お答えをいたします。

最初に、輪之内町の情報発信についてお答えをいたします。

まず、戸別受信機の普及状況について。

令和８年９月時点の貸与台数は2,266台で、全3,520世帯に対する普及率は約64％となっております。町からの案内に対し設置を断られるケースも多くあり、完全普及には至っておりません。

次に、12チャンネルについて。

現在視聴可能世帯は1,290世帯、これは全体の36.6％でございますが、昨年度行ったアンケートでは、見たい番組がない、そもそもテレビを見ないなどの理由で半数以上が未視聴という結果でございました。一般論としまして、最近の若い人たちはテレビや新聞を見ないと言われています。スマホのＳＮＳを使えば世界中のあらゆる情報が一瞬で

手に入り、ドラマや映画などの娯楽は動画配信サービスで見る、そういった状況でございますので、15年前に12チャンネルがスタートした頃とは情報の位置づけや扱い方が全く変わってきております。

そうした中で、12チャンネルを町の主要な広報媒体の一つとするのか、他の民放チャンネルと同様の番組構成を続けるのか今後慎重に検討していく必要がありますが、現在、12チャンネルでは、映像の企画から編集、配信までを担う人材の確保が課題となっており、そうした観点からの検討も必要になるものと考えております。

次に、町公式ＳＮＳについて。

そもそもなぜＳＮＳかですが、議員の御質問にあります戸別受信機12チャンネル、さらには毎月配付する「広報わのうち」はいずれも重要な広報媒体ではありますが、対象が全て町内在住の方に限定されております。

後ほどの答弁に関係いたしますが、例えばふるさと納税を対外的にＰＲしたり、輪之内町への移住・定住を促したりするためには、何よりもまず輪之内町の名前を知ってもらう必要があります。日本中の方に輪之内町を知ってもらうことは不可能ですが、何かの拍子に日本中の人が輪之内町の名前をヒットする可能性はあります。そのためのツールがＳＮＳです。

ちなみに、現在のフォロワー数はインスタグラムが778人、Ｘが433人と着実に数を増やしております。インスタグラムは画像、映像による町の魅力発信、Ｘは速報性の高い情報の提供と、それぞれの特性を生かした運用をしております。昨年11月の断水時にもＸで情報を流しましたところ、１時間で5,000件近くの方が閲覧され配信効果にびっくりした次第でございます。

次に、町ホームページにつきましては、現行のものが検索に手間を要するとの御意見をいただいたため、操作が簡単で見やすいページになるよう来年４月のリニューアルに向けて現在見直しを進めております。さらに、今年度中に町公式ＬＩＮＥの開設を予定しており、ＬＩＮＥの高い普及率を生かしながら広く情報伝達が可能になるようにしてまいります。

こうしたＳＮＳの運用の一方で、ＳＮＳになじみのない方向けに10月からスマホ教室を開催し、できる限り多くの方にＳＮＳを利用していただけるよう活用支援に努めてまいります。今後も多様な媒体を活用し、必要な情報を必要なときに確実に届けられるよう努めてまいります。

次に、ふるさと納税と特産品開発についてお答えをいたします。

昨年度のふるさと納税額が県内最下位になったことについて、寄附額の多い少ないは相手のあることでいかんともし難いところですが、財源確保における喫緊の課題として大変重く受け止めております。

まず、町の最近の寄附の状況についてですが、町を代表する特産品であるお米につい

て、令和の米騒動の起こった令和６年夏以降、御膳米の在庫がなくなるような事態も発生いたしましたが、米の値段が下がり続ける直近３か月の返礼品内訳を見ますと、寄附件数全体で88件のうち、アユが46件、お肉21件に対してお米は５件という状況です。件数を伸ばしているアユの次に町内では生産していない肉が来るのは複雑な思いでありますが、近隣自治体におきましても寄附全体に対する肉の返礼がかなりの割合を占めているということを聞き及んでおり、この辺りがふるさと納税の不思議なところだと思っております。

厳しい状況を踏まえ、昨年度町内でプロジェクトチームを立ち上げ検討を行ったところで、以下、近況を御説明いたします。

昨年度プロジェクトチームが考案した新規27品目の返礼品のうち、キクイモ関連商品など４品目の提供が既に開始されており、近日中に１品目が追加予定で、残る品目につきましても、順次提供できるよう事業者と調整を図ってまいります。

また、中学３年生とのコラボ企画で出されたアイデアのうち、御膳米の米粉を使ったスイーツ開発について４事業者と商品の試作を進めており、そのうち１品目を来月の輪之内ふれあいフェスタで出品する予定でおります。

さらに、今議会の補正予算に計上いたしておりますが、セミナーや審査会を通じて外部有識者のアドバイスを取り入れ、町特産品の魅力を引き上げるような取組を行ってまいります。

県下最下位という結果だけを見ますと非常に残念な思いではありますが、以上述べたプロジェクトチームの活動を通して、職員が地元の資源を見直す機会になったことは大変意義のあるものと考えております。先ほど述べましたアユにつきましても、私自身、町内でアユ養殖がされていることを知りませんでしたが、地元の方から打診のあったお話を受けて、職員が業者さんと一緒になって返礼品のラインナップに並べたところでございます。プロジェクトチームなどのこうした取組の成果が出るのは今年度後半から来年度以降になるのではないかと考えておりますので、その結果を踏まえながら、その後の取組に進めていきたいと考えております。

次に、空き家対策についてお答えいたします。

まず、町が把握しております空き家数は実態調査に基づき63棟であり、御質問にありました八十数戸という数字については承知をしておりません。

次に、昨年度の輪之内町空家等対策協議会においては、まず輪之内町空家等対策計画の改定を行いました。主な改定内容としましては、法改正に伴い新設された管理不全空家制度への対応をはじめ、所有者不明土地対策計画との一体的な推進を図る内容を盛り込み、今後の推進体制の強化を図ったところでございます。

さらに、協議会におけるより具体的な取組としまして、適切な管理がなされていない物件の所有者に対し適正管理を求める通知を出し、応答がない案件について個別で現況

の確認や意向調査を実施いたしました。その結果、除却したいが資金や個人の事情で進められないというケースや、そもそも管理の意向がないといったケースなど、所有者によって様々な課題が存在していることが判明しております。

次に、防災について順次お答えをいたします。

まず、防災マップに示されました浸水想定は現在想定し得る最大規模の降雨量を基にしておりますが、近年の線状降水帯の発生など気候変動に伴う降雨の激甚化を見ますと、現在の想定のみに頼ることは必ずしも安全とは言い切れません。新たに宅地造成等を行う場所につきましては、最新の気象データを参照しつつ、慎重なかさ上げや排水計画がなされるよう開発事業者等に必要な助言等を行ってまいります。

次に、町内で住宅の新築を検討する方に対しては、若いか若くないかを問わず、不動産業者や建築事業者等を通じて防災マップを配付するなど啓発活動に努めてまいります。

次に、大吉新田の防災拠点への避難時交通体制につきましては、幹線道路を中心にお示しすることは可能ではありますが、災害時、そのルートが必ず利用できるとは限りませんので、平時より避難訓練などによる安全ルートの確認や避難シミュレーションの実施を進めてまいります。

次に、指定避難所14か所の緊急発電及び生活必要品の備えにつきましては、随時点検と補充を実施しておりますが、避難所生活が長期化した場合など、十分とは言えない面もあるため、今回の御質問を機に、今後も計画的に備蓄の拡充と設備の更新を進めてまいります。

平家建ての指定避難所は問題ないかとの御質問につきまして、14か所の指定避難所はあくまで地震発生時のために指定しているもので、水害時は垂直避難できる堤防及び学校を緊急避難場所として指定させていただいております。堤防上での避難に関しまして、御指摘のとおり、堤防上で数日間公助を待つことや車中泊を強いることは現実的ではなく、そのような想定はしておりません。健康二次被害のリスクも高まりますので、できるだけ早く安全な近隣自治体など広域避難所へ移行できるような具体的なタイムラインを早急に策定してまいります。

ペットとの避難につきまして、現在、災害時におけるペット同伴避難の受入れ体制や避難所内の飼育ルールは避難所運営マニュアルに定めておりますが、衛生面の確保や他の避難所への配慮など、より具体的なガイドラインの作成を進めてまいります。

総合防災訓練の実施につきましては、先ほど他の議員さんの質問にもございました、関係機関や各自治体と連携して、来年度実施を計画しております。

次に、越境避難につきましては、近隣自治体との事前協定に基づき避難先やルートの確保を進めておりますが、町民の皆様への周知が不十分であったことは反省しております。今後、連絡窓口の明確化など、具体的な手順をマニュアル化し、防災マップの更新時や広報を通じて丁寧に説明してまいります。

最後に、輪之内町の将来を見据えた自然環境への取組についてお答えをいたします。

本町は豊かな自然環境と広大な農地を有する町であります。このような環境を将来にわたって守っていくためには農業振興と自然環境の保全を別々に考えるのではなく、農業を守りながら、そこに生息する生き物や水辺の環境も大切にしていくことが重要であると考えております。

楡俣北部地区で採用しました生態系に配慮した水路については、魚類などの生息環境を確保する上で一定の効果が期待されますが、こうした水路だけでは町全体の自然環境を守ることに限界があると認識しております。そのため、今後のほ場整備における水路造りにつきましては、農業者の意見や環境分野の専門家や関係機関とも連携し、整備する地域の水辺環境を把握しながら検討してまいります。

（９番議員挙手）

○議長

９番　田中政治議員。

○田中政治議員

それでは、再質問ということでお願いします。

輪之内の情報発信、これは度々やっておるんですが、なぜこれだけ、例えば私が取り上げておるスマイルチャンネル、12チャンネルが皆さんに支持されないかと。

町長も前のときに、内容についてはちょっと心配しとるよというような御発言があったやに記憶しておるんですが、一向に改善の兆しゼロ。いまだに出初め式はやっておるわ、特産品情報は特にもう御膳酒もなければ、ほとんどの、玄米カステラとか多くのメニューやっておりますが、全てないものをいまだに情報として流している。全く各課の課長が自分の課で何の情報を流しているかということについて興味がないのか、やる気がないのか興味がないのかのどっちかかなと私は思っております。

前回のときも全部の課長に、あなたは自分の課の情報を出してみえますかということを１人ずつに聞きたかったんですが、前回はなかったので今回時間を使ってでも、課長様におきましてどんなようなお考えで取り組んでおみえになるか、各課長に１人ずつ一言で結構です。見ている、注意している、考えている、いろんな、一言でいいのでお考えをいただきたいと思います。

○議長

では、順次各課長より答弁をいただきたいと思います。

では、まず教育課、小関達也教育課長。

○教育課長

教育委員会におきましては行事等が多うございますので、12チャンネルというよりはＸやインスタグラム等での配信を積極的に行っていきたいと考えております。以上です。

○議長

次に、菱田靖雄健康こども課長。

○菱田靖雄調整監兼健康こども課長

健康こども課ですけれども、最近では、おさがり交換会をたしか流していたかなと思います。私も時々見るようにはしています。

○議長

野田理恵福祉介護課長。

○福祉介護課長

福祉介護課は高齢者の方が主な担当課となっておりますので、フレイル予防、または最近ですと敬老会など、そういったものを12チャンネルを活用して広報のほうしております。

○議長

岩田好弘住民環境課長。

○岩田好弘住民環境課長

住民環境課では、私は12チャンネル一応確認はさせていただいておりまして、住民環境課としましては人口、出生とか、婚姻とかを掲載しておりますのでそちらのほうを確認させていただいております。以上です。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

総務危機管理課の内容につきましては、先ほど田中議員おっしゃられました出初め式ですとか操法大会等消防関係の番組を流していただいていると認識しております。

○議長

続いて、水谷和智企画財政商工課長。

○企画財政商工課長

当課は立場からすれば、撮影して配信する委託事業を推進している側でございます。当課自身で動画配信しているものについてはインスタグラムを中心に配信しておりまして、人気があったものとしては知事とのコラボ動画、これは２万8,000再生の結果を得ております。あとはＦＣ岐阜の応援サポーターの撮影フォトスポットとか、需要のあるものについては再生回数2,000や3,000超えるものもあるというふうに考えておりますし、ただ、12チャンネルの配信内容をこれでいいのかという議員の質問に関しては、実際に配信している内容の検証という課題であるというふうに考えております。これはテレビに限らずXやインスタグラムでも町外向けに配信している動画全般に、この配信内容でいいのかということを検証する機会を設けて見直ししていくという機会を考えたいと考えております。以上です。

○議長

西脇元彦農業振興課長。

○農業振興課長

農業振興課としましては、農作物についての情報を今流しておりませんので、そのような情報を流していきたいと思っております。以上です。

○議長

長屋弘明建設課長。

○建設課長

建設課としましてイベント関連でいきますと、ロード・プレーヤー事業、また河川清掃などのイベントについて広報しております。また、インスタグラム、Xにつきましては、ヤギ除草を行っておりますので、こども園とコラボした件ですとか、工事の実施状況について配信をしております。以上でございます。

○議長

はい、以上です。

（９番議員挙手）

○議長

９番　田中政治議員。

○田中政治議員

こういう、俗に質問であって質問でないような質問が出るということ自体が残念。前にもこれは触れましたよ。触れた結果、特に問題なのは、皆さんがこうやって言ったことによって自分の課のことに多少、要するに興味を持つ、興味という言葉よりも、もっと情報を出さないかんなというものについて考えていただく一つのきっかけになればと、何回言ってもやられないので、あえて本会議場で意見を求めました。

その中で、教育課は情報が多いのでやれませんよと簡単に言うんですが、その中でも全ての情報を出せと言っていませんよ。ふれあいフェスタで、いつ、誰が来るとか、こんなようなことであるとか、そういう情報ぐらいはやっぱりきちっと出すべきでしょう。それすら出さず、全く町民が一番興味あるものについても全く触れてこない。Xやろうがやろうがそんなもの、そういうことを言っておるのやなくて、自分のところの媒体をどう考えておるかと。情報が多いとか、そんな言い訳どうでもいいんですわ。その中でもこれは大事だなというものはきちっと、住民の皆さん、私たちみたいな年寄りでも分かるような情報はやっぱり出していただきたい、そんな難しいことは言ってもらわんでも結構です。

内容について長々と、総務課長も消防の出初め式やとか、そんなことばっかり言ってござるけど、いつになったら出初め式や、卒業式とかああいう、もうなくせとは言いませんが、一年中、次の、来年の出初めまで流れておるつもりか。それを見た、見ている人は何を感じますかね。何や、また変わっておらへん、同じことばっかりやっておるな

と。だから見る興味も湧かへん。

だから、町長さっき答弁で言われたとおりですよ。回答するに値しないくらいの内容だよと。それが輪之内の12チャンネルの内容を言っているわけで、それに対して、そういう企画をする、発信するクルーの人材も少ないとか、それならそのように考えりゃあいいじゃないですか。分かっておってもやらないのは分からんより劣るですよ。知らないのは教えればいい、でも知っておってやらないのは一番たちが悪いと私は自分でもそう思っておりますが、私は無知なほうなので、許していただけるものと思っております。

ですから、ぜひとも、ここで時間を使うわけにはいきませんので、やはり全ての情報に対してもっとみんなが、皆さんの課が、うちの課は何をやっておるんやと、もっとこういう情報は出したほうがええなということをやっぱりよく見てお考えいただきたいというふうに思います。

その次に、ふるさと納税。

これはもう町長も申し上げましたが、やはり予想どおり断トツの最下位ということで、不名誉な最下位にはなってしまいました。

職員有志の方によるいろんな提案、27品目を出したと、それから中学生諸君の考えてくれたやつも取り組んで情報発信の中で販売・発売しますよと。それは大事なことでしょう、それは今までもやってきた中身でしょう、何にも違ったことはやっていませんよ。今までも薩摩堰やとか玄米カステラとか、それからジェラートとか御膳酒、いろんなことやってきましたよ。全て同じ発想じゃないですか、その中からは。その後に何だったかといって、町長がよく言われます検証もしないと。戦略をどうのこうのと言う前に、どういうイメージを持ってそれをやるかと、それがまず抜けていると思うんですよ。

セミナーで今度やられるといってお見えになりますが、セミナーはセミナーで聞くだけで、恐らくそれが身につくこともあるんでしょうけれども、やらんよりええ程度の話で、私、農業のそういういろんな会議でいろんな人の成功者のお話とか、こうやったらいいよ、ああやったらいいよ、いろいろ聞きに行きましたが、悲しいかな、それが現実、自分の身についたかというと、私も農業をやっておりますが、なかなか参考になる、要するに環境もおのおの違いますし、やっぱり自分の年齢、環境、それから立場、それからそのマーケット、いろんなことを考えたときに、やはりその方の内容とはかなり乖離があって、いいことだろうけれども私には取り入れられないなというのが大体80％、90％、100％とは言いませんが、それは後の数％がないから、そういう話を聞いて次違う人に話をすることがあるので、そういう意味では見識が広まったという意味で、それが生産活動にプラスになったということではございません。ということは、そんなくらいのもんですよ。なら、その方に、コンサルの方にやっていただいたら成功しますかね。そのとおりに一遍やってみなさいよ。結果出ますに。ということですわ。

やったことのない人が頭で考えて言うだって、しょせんはその程度です。やっておる

もんはやっぱりそれ以上にやっぱりどうやったらいいんやろうということも考えてやっておりますので、そこら辺のことは、思いつきで、思いつきで、思いつきで、たまにはいいやつも当たるかもしれませんが、やっぱり基本的には、みんなが本当に汗を流してつくったものが相手に対してどう受け入れられるかということが大事なことであって、それをどう知っていただくか、それが、今、町長もおっしゃった全国的なツールの媒体を使って、輪之内はこんなもんありますよ、こんなもんありますよと、やっぱりきちっとしたものを出していただいて、みんなで広めていこうよということをやることが一番大事かなということでは、ぜひとも期待しておりますので、やっていただきたいと思います。

その次に、空き家対策。

空き家対策は前回も言いましたが、66棟が63棟になったということは、３棟は壊したのか新しい方が住まわれたのか分かりませんが、要するに危険な空き家、それはないのか。

前言ったときに、建設課長は調査中で答えられませんと言って、言われてからはや数か月たっておるんですが、空家対策協議会のほうでいろんなお考えの中で進めておみえになることはそのとおりだと思っておるんですが、具体的にどんな内容が示されておりますか、お聞きしたいと思います。

○議長

長屋弘明建設課長。

○建設課長

お答えいたします。

まだ、管理不全空き家に認定するまでには至っていないという状況でございますが、63棟の状況については協議会で説明をさせていただいております。その中でも、町長答弁にもございましたが、適正管理を求める通知をいたしましたところ、先ほどの町長答弁の中にございましたように、除却の意向はあるけれども、なかなか進められないというのが現実的な問題でございまして、また相続等の問題で管理の意向がなかなか前に向けないということがございましたので、そういった方向で協議を進めております。以上でございます。

（９番議員挙手）

○議長

９番　田中政治議員。

○田中政治議員

それは従来からの答弁で、その空き家対策としてはそこら辺までしか、ずうっとそこで足踏み状態で踏み込んだ内容のものには全く程遠くて、何にも目新しく、結局材料にもならない。管理不全空き家は本当にないのかと私前回も言いましたよ。あるんですよ、

危ないところも。それは、なら一回そこをお示ししますので、見に行ってくださいよ。これが管理不全空き家やないとおっしゃるなら、それで結構。

次に行きます。

防災について。

これは再三議員諸君がやられたので、私のほうからは、そのいろいろ御答弁いただきましたが、答弁の中で特に分からないのは、垂直避難するときに、それは２階建ち、要するに、何が言いたいかというと、堤防上でも避難が二、三日はやらなあかんいうのは、ちゃんと防災マップでも全部示されておりますよ。さっき言ったとおり、25区のうち、十六、七の区がそこへ行けと。で、行ってどうするんやと、行けと書いた限りには行きますよ。で、行ってどうするの。その先が全くないんやて。そこへ行っておればみんなで助け合うことできますかねえ。ほうしてから、そこで今答弁の中では車中泊もできません。ということは、堤防にそんなにも車並べられませんよ。だから、なら野天で雨降っていたらどうするんですか。そういうことを言っておるんですよ。堤防へ行けばいいんですよ。そのときだけなら結構です。でも、２日も３日もおらないかんという状況になったときにおれますか。そういう避難所を指定しておるんですよ、防災マップの中で。

私、この今回防災マップ、穴が空くほど見ました。自分の言っていることがあかんかどうかということも含めてよく見ました。穴だらけ、この防災マップは。書くだけ書いてその先がない。

次の越境避難についてもそうですよ。場所は書いてある、第一次、第二次、ほれから駐車場、ほんなら駐車場から避難所までどうやって行くんですか。相手先の方に全部お願いするんですか、その移動手段は。ほんで、それを連絡して、誰に連絡してからそこへ行くんですか。広報で言うといたって、誰が、どんだけ行かっせる、そこに責任者が誰がおる、全く書いてないんですよ。やり方、ハウツーがないんですよ、行きだけで。方法については全く、決してない、この穴まるけの防災マップ。私は、批判しかしませんとよく言われますけれども、穴が空くほど読み返すとそんなことばっかり書いてあるんですよ、いいことだけ。でも、どうやってやるのというところになったときには、まあそのときの現場合わせで混乱しておれば分からんわなということで落ち着くのか、そこら辺のことを、ちょっと時間がないので簡単にお願いします。

○議長

松岡博樹総務危機管理課長。

○総務危機管理課長

防災マップについて不十分な点が多々あるということは真摯に受け止めて、先ほど答弁にございましたとおり、具体的な手順をもう少し丁寧にマニュアル化して、広く住民に伝える広報を行っていきたいと思います。

（９番議員挙手）

○議長

９番　田中政治議員。

○田中政治議員

それは総務課長がおっしゃるとおり、やっぱり見直してやるということですが、自分たちでそれ見たときに、いいもの出したと思って出しておみえになるんやけど、自分が一町民であったらこれで避難できますかね。そういう立場の観点、そういう立場になって物事はつくっていただかんと、ええことを100万だら並べたって一つのにもないですよ。こんなもん、こんなもんでと言ったら失礼ですが、ええ提案があったら、それに対してどうやってやるところまでが一つの事柄の進め方なので、提案だけでは私は駄目やと、その意味において、嫌なことをさっきから言っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

それから、最後の環境水路、要するに町の環境水路について、町長として輪之内の将来図を上から見たときに、ここの道路、ここの水路をこういうふうにやって環境に対してやったらどうやという大きな目標を持っておみえになるのか、それとも、先ほど来から言う補助制度の中でいろんな専門家の声を聞きながら行き止まりの環境水路を造って、その中でカワバタモロコやとか、水生植物とかそういうものをやっていくのか、それか大榑川まで一本の川としての機能を持ったものをやっぱり造ってやっていくのか、そういう地区地区に任せた環境対策でこれからもやっていくつもりか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長

朝倉和仁町長。

○町長

すみません、ちょっと御質問がはっきりそこまで答えるだけの御質問をいただけなかったので、言葉足らずになったのは申し訳ございませんでした。大きい構想を持っているかということですけれども、その大きい構想は持っておりません。

これまで、平成入ってからずうっとほ場整備が始まって、現在も楡俣北部、それから四郷南部でそれぞれほ場整備が進められてきたと。過去の経緯は私も十分承知はしておりませんけれども、これまでほ場整備を行う上で、当然そういった環境も配慮した上で進められてきたんじゃないかなというふうに思っております。ですから、町全体を見据えて、従前からお話ししておりますように、例えば輪之内の川は、川であって川でないと、流れのない池だと。大榑川もそうです。３本、４本の南北の河川もそうです。ですから、例えば清流が流れる輪之内の環境を守っていきましょうという、そういうものではないのかなと。ただ、それぞれほ場整備、それから水路改良も個別で各地区でやらせていただいておりますけれども、それを行っていく上で、一つ一つそういうことに配慮して、環境に配慮して魚がすめるところに配慮してやっていっていただくというのが、

考え得る話かなと。なかなか町全体でその将来を見据えた構想があるといいんですけれども、そういったものは現時点では持ち合わせておりません。以上です。

（９番議員挙手）

○議長

９番　田中政治議員。

○田中政治議員

一言、町長が全体的な輪之内の構想を持っておらんと。でも、これは各地区だけに任せる問題ではないですよ、輪之内町が将来どういう町になっていくかということの、地域に任せれば済む話ではございません。地域で幾ら環境に対する水路を造って、100メーター、200メーターの水路を造ってそこでやるといったって、それはしょせんその程度であって、それが輪之内町の自然を守るものにはならないと私は思っておりますので、ぜひ町長さんにも輪之内の本当の将来図を、これは将来図ですので、実現しろとは言いません。こんなよう、夢を語っていただけるものが出していただけるならば、次の定例会までにぜひお願いしたいと思います。一言お願いします、一言だけで結構です。

○議長

朝倉和仁町長。

○町長

一度ゆっくり考えたいと思います。

○議長

これで一般質問を終わります。

○上野賢二議長

本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、議会最終日、明日でございますが、９時までに御参集をいただきますようお願いいたします。

本日は大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

（午後０時08分　散会）

令和８年９月８日開会　第３回定例輪之内町議会

第３号会議録　第11日目

令和８年９月18日

令和８年９月18日　午前９時　開議

○議事日程（第３号）

日程第１　諸般の報告

日程第２　議第38号　令和８年度輪之内町一般会計補正予算（第２号）

議第39号　令和８年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議第51号　輪之内町企業立地促進条例の一部を改正する条例について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（令和８年第３回定例町議会付託事件）

日程第３　議第40号　令和７年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について

議第41号　令和７年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第42号　令和７年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議第43号　令和７年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第44号　令和７年度輪之内町水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について

議第45号　令和７年度輪之内町下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について

◎令和７年度決算特別委員会委員長報告

（令和８年第３回定例町議会付託事件）

○本日の会議に付した事件

日程第１から日程第３までの各事件

○出席議員（８名）

１番	田　中　　実	２番	大　橋　慶　裕
３番	林　　日出雄	４番	浅　野　重　行
５番	浅　野　　進	６番	上　野　賢　二
７番	髙　橋　愛　子	９番	田　中　政　治

○欠席議員（なし）

○欠員（１名）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	朝倉和仁	副町長	荒川浩
会計管理者兼 調整監兼 税務課長兼 会計室長	大橋勝弘	調整監兼 健康こども課長	菱田靖雄
総務危機管理課長	松岡博樹	福祉介護課長	野田理恵
企画財政商工課長	水谷和智	建設課長	長屋弘明
農業振興課長	西脇元彦	教育課長	小関達也
住民環境課長	岩田好弘		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	松本香代	議会事務局	西脇愛美

（午前９時00分　開議）

○上野賢二議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は７名です。

田中政治議員より、体調が思わしくなく遅れるかもしれんということで連絡をいただいておりますので、７名ということで開催したいと思います。

一応、議員定足数に達しておりますので、令和８年第３回定例輪之内町議会最終日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

○上野賢二議長

日程第１、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員会委員長から、議第38号及び議第51号についての審査報告がありました。

次に、文教厚生常任委員会委員長から、議第38号及び議第39号についての審査報告がありました。

次に、令和７年度決算特別委員会委員長から、議第40号から議第45号までについての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○上野賢二議長

日程第２、議第38号　令和８年度輪之内町一般会計補正予算（第２号）、議第39号　令和８年度輪之内町国民健康保険事業会計補正予算（第２号）及び議第51号　輪之内町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第１日目に町長から提案説明、各担当課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してあります。

したがいまして、これより各常任委員長に審査結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長　田中実議員。

○田中　実総務産業建設常任委員長

皆さん、おはようございます。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

令和８年第３回定例輪之内町議会初日において、当委員会に審査付託されました案件について、９月14日、協議室において全委員出席の下、執行部側より町長、副町長、会計管理者、各関係課長及び職員の出席の下、審査をいたしました。

その結果を報告いたします。

まず、議第38号　令和８年度輪之内町一般会計補正予算（第２号）のうち、当委員会所管分については、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第51号　輪之内町企業立地促進条例の一部を改正する条例については、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の経緯と結果の詳細については、お手元に配付しました報告書のとおりでございます。

以上で、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

○議長

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。御苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会委員長　大橋慶裕議員。

○大橋慶裕文教厚生常任委員長

文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

令和８年第３回定例輪之内町議会の初日において、当委員会に審査付託されました案件について、９月14日、協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長、副町長、会計管理者、調整監、各関係課長及び職員の出席の下に審査をいたしました。

その結果を報告いたします。

まず、議第38号　令和８年度輪之内町一般会計補正予算（第２号）のうち、当委員会所管分については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第39号　令和８年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の経緯と結果の詳細については、お手元に配付した報告書のとおりでございます。

以上で、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長

では、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。御苦労さまでした。

これより議第38号　令和８年度輪之内町一般会計補正予算（第２号）についての討論を行います。

討論はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第38号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第38号　令和８年度輪之内町一般会計補正予算（第２号）については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議第39号　令和８年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についての討論を行います。

討論はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第39号　令和８年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議第51号　輪之内町企業立地促進条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はございますか。

（「議長」の声あり）

○議長

１番　田中実議員。

○１番　田中　実議員

今回の条例改正、議案については反対はいたしませんが、それはなぜかというと、運輸業や卸売業などの物流の発展は日本経済に大変重要ですし、輪之内町に進出していただければ地域経済の活性化につながります。

しかし、現在町はこども園統合の計画を検討しております。こども園に通う子供たちの安全と健康、そして保護者の安心を犠牲にしては成り立ちません。一度事故が起きれば、失われた子供たちの命は二度と返すことができません。

行政や議会は、守るべきは企業の利益ではなくて子供たちの未来だと思います。

輪之内町の都市計画は線引きがありません。ですから何でも建ちます。しかし、こども園の隣とか小学校の隣とか、いわゆる文教地区の工場誘致については、通学路の安全の確保や、教育にふさわしい静寂な環境を確保していただき、よく検討していただいて、後から統合こども園ができるのが分かっているのに、隣にこんな企業を誘致したのかと住民から批判を受けないように、この条例の運用は慎重に運用していただくことを申し添えます。以上です。

○議長

ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長

これで討論を終わります。

これより議第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第51号　輪之内町企業立地促進条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

○上野賢二議長

日程第３、議第40号　令和７年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議第45号　令和７年度輪之内町下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分についてまでを一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第１日目に町長から提案説明、会計

管理者及び建設課長から議案の説明を受けた後、令和７年度決算特別委員会に審査を付託してあります。

したがいまして、これより決算特別委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

決算特別委員会委員長　浅野重行議員。

○浅野重行決算特別委員長

皆さん、おはようございます。

令和７年度決算特別委員会委員長報告をいたします。

令和８年第３回定例議会初日の本会議において、審査を付託されました案件について、９月10日、11日の両日にわたり、協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長、副町長、会計管理者、調整監、各関係課長及び職員の出席の下に審査をいたしました。

審査は、決算書、決算説明書に基づき、所管部署ごとに説明を求め、慎重に審査をいたしました。

その結果については、本委員会に審査付託されました議第40号から議第45号まで、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定しました。

なお、審査の経緯と結果の詳細については、お手元に配付しました報告書のとおりでございます。

以上で、令和７年度決算特別委員会委員長報告を終わります。

○議長

では、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。御苦労さまでした。

これより議第40号　令和７年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第40号　令和７年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより、議第41号　令和７年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第41号　令和７年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

これより、議第42号　令和７年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第42号　令和７年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告どおり認定することに決定をいたしました。

これより、議第43号　令和７年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の

認定についての討論を行います。

討論はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第43号　令和７年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

これより議第44号　令和７年度輪之内町水道事業会計決算の認定及び剰余金処分についての討論を行います。

討論はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第44号　令和７年度輪之内町水道事業会計決算の認定及び剰余金処分については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

これより、議第45号　令和７年度輪之内町下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分についての討論を行います。

討論はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第45号　令和７年度輪之内町下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

○上野賢二議長

お諮りします。

定例会までの間に開かれる臨時会を含め、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思います。御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、そのように決定をいたします。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生の各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思います。御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、そのように決定をいたします。

○上野賢二議長

これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和８年第３回定例輪之内町議会を閉会いたします。

11日間にわたり、極めて熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことに対し厚くお礼を申し上げます。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

（午前９時19分　閉会）

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和８年９月18日

輪之内町議会　議　　長　　上　野　賢　二

署名議員　　田　中　　実

署名議員　　髙　橋　愛　子